

わが国における「国連持続可能な開発のための教育の10年」実施計画の実施状況

資料 1

① 初期段階における重点的取組事項	項目	記載事項	実施主体	実施状況	実施結果(可能な限り数値を記載)	今後の方向性	政府による前半5年間の評価
	(イ) 普及啓発	・ESDIについて、さらにわかりやすい説明を工夫し、あらゆる教育関係者や地域活動の実践者への理解が広まるように普及啓発を推進します。 ・また、政府の取組のみでは、あらゆる現場へESDが広がることは不十分であることから、普及啓発については、多様な主体との連携に留意して進めます。	文部科学省	・日本/ユネスコパートナーシップ事業 ESDの普及促進やESD推進拠点として位置付けているユネスコスクールの取組支援等のため、ユネスコスクール間の情報交換・交流の促進、学校や地域等様々な活動主体との協同事業、ユネスコスクールが行うESD事業等を推進。 これまでにユネスコスクール促進のための教材開発、知的支援ネットワーク形成事業支援、ユネスコスクール公式サイト運営やユネスコスクール研修会の開催等を実施した。	・ユネスコスクール加盟校数の増加。(19校(2005年)から207校。(2010年10月現在)) ・ユネスコスクール公式サイト閲覧総数約310万。(2009年4月～2010年3月)	・ユネスコスクール加盟校数500校を目標に、引き続き推進。 ・ユネスコスクール内のネットワーク強化を推進。	現行の実施計画が指摘しているように、「ESDがほとんど認知されていない」という現状については、現在でもそれほど変化していない状況にある。 一方で政府としては、例えばユネスコスクールの広まりの中で、学校をコアとしたESDの取組や、地方公共団体の環境担当者への説明会を実施するなどし、ESDの普及を図るべく各施策を展開している。 また、教育振興計画においては、ESDを我が国の教育の重要な理念の一つとして位置づけ、今後5年間に取り組む施策としてESDの推進を明記したほか、改訂学習指導要領において持続可能な社会の構築の観点が盛り込まれ、学校現場においてESDの考え方に沿った教育が行うことができるよう整備した。 今後は、里山の保全・活性化の取組や環境を軸としたまちづくり等の、国内で数多く行われているESDの理念に合致する様々な活動について、これらの活動を登録できるデータベースを構築し、ウェブサイト等で広く発信することで、国内に潜在しているESD活動の「見える化」を行うとともに、実践者同士が互いに学び合える機会や場の提供を行うことで、認知度の向上やESD活動の活性化を図ることが重要である。
	(ロ) 地域における実践	・地域に立脚した取組を重視し、地域における先進的な取組に対する支援を行います。	総務省・文部科学省・農林水産省	<子ども農山漁村交流プロジェクト>(総務省) ・平成22年度予算:4百万円 プロジェクトに関して地方単独事業を行う地方公共団体に対する地方財政措置(特別交付税措置)、多数の児童を抱える地方公共団体に対するプロジェクト推進のための全国的なPR活動 等) (文部科学省) ・平成20年度及び平成21年度には農林水産省が指定するモデル地域を活用して、一週間程度の長期宿泊体験、自然体験活動等を行う小学校をモデル校(「農山漁村におけるふさと生活体験推進校」)に指定し、農山漁村での長期宿泊体験活動の取組を推進。平成22年度は3泊4日以上宿泊体験を通じて自然体験活動等を行う小学校の取組を支援。 (農林水産省) ・平成20年度から小学校における農山漁村での宿泊活動を推進する「子ども農山漁村交流プロジェクト」を実施し、受入地域の体制整備に対して支援。	(総務省) ・平成21年度特別交付税措置額:349百万円 (文部科学省) ・平成20年度農山漁村におけるふさと生活体験推進校:178校。 ・平成21年度農山漁村におけるふさと生活体験推進校:306校 (農林水産省) ・平成21年度は、全国90の受入モデル地域において約2万4千人の小学生が農山漁村において宿泊体験活動を実施。	(総務省) ・継続。 ・平成25年度において全国の小学校の一学年規模(約120万人)が参加することを旨とする。 (文部科学省) ・引き続き3泊4日以上での宿泊体験を通じた自然体験活動等を行う小学校の取組を支援するとともに、農山漁村での宿泊体験による教育評価を周知するなど子ども農山漁村交流プロジェクトの取組を推進する。 (農林水産省) ・受入モデル地域を核として全国500の受入地域の体制を整備し、全国約120万人の小学生を対象に農山漁村での宿泊体験活動を実施することを目指す。	
			農林水産省	・平成17年度から地域住民・行政・企業等が共同して、地域の環境改善を行うグラウンドワーク活動を推進するため、「グラウンドワーク推進支援事業」を実施。 ・平成18年度から「緑の少年団」の活動や、NPO等による森林づくり活動の企画立案等への支援などにより、企業、都市住民等を含む多様な主体の参加と連携による国民参加の森林づくりを推進。	・グラウンドワーク活動団体への研修実施などにより地域リーダー等の養成や組織運営基盤の強化が図られた。また、グラウンドワーク活動団体間のネットワークの強化が図られた。(活動団体登録数 24(平成21年度)) ・企業やNPO等が参加する森づくり活動のサポート体制の整備などに支援。	・引き続き、地域の環境改善を行う活動を促進する。 ・引き続き、各地域における企業やNPO等の森林整備・保全活動への参加を促進し、国民参加の森林づくりを推進する。	
			文部科学省	・青少年体験活動総合プラン 次代を担う自立した青少年の育成を図るため、青少年の長期自然体験活動の指導者養成に取り組むとともに、青少年の様々な課題に対応した体験活動を推進している。	・関係省庁の連携による地域ネットワーク型の体験活動など73件委託。(2008年度)	・引き続き、青少年の体験活動を推進する。	
			経済産業省	・地域住民等と一体となって行う環境ビジネスへの支援 ○環境コミュニティ・ビジネスモデル事業(～平成19年度) ○環境負荷低減国民運動支援ビジネス推進事業(平成20年度) ○環境配慮活動活性化ビジネス促進事業(平成21年度)	地域住民等と一帯となって行う環境ビジネスの発掘:59事業者	・引き続き、地域の振興施策の中で促進を図る。	
				・地域3R支援事業(平成18年度まで実施)	・小中学校への3R講師派遣(13力所) ・3R学習教材の貸出し(75件) (数値は実際の予算が付いた平成18年度実績)	・引き続き、講師派遣や3R学習教材の貸出し等を通じた地域3Rの支援に努める。	
			国土交通省	・海辺の環境教育の推進 市民団体、NPO等が行う自然体験・環境教育の活動場となる藩場・干潟等を保全・再生・創出し、市民による良好な港湾環境の利活用の促進、自然環境の大切さを学ぶ機会を図るため、海辺の自然学校を開催。	・平成21年度、全国で28回開催	・引き続き、海辺の自然学校を推進する。	
				・子どもの水辺再発見プロジェクト 地域において河川管理者、教育関係者、市民団体等が連携して選定した水辺において、子どもたちの河川における体験活動の充実を図るため、情報発信や資機材の提供、環境教育を行う人材の紹介などについて支援するとともに、必要に応じて河川管理者が河川等の整備を行っている。	・平成21年度末現在285箇所の水辺が登録されている。	・地域における活動の更なる充実を図る。	
				・水生生物を指標とした簡易水質調査 1984年より、水生生物を指標とした河川水質の判定を、国土交通省、環境省が一般市民を交えて実施し、結果を公表。 ・身近な水環境の全国一斉調査 2004年より、全国各地で行われている市民団体等による水質調査を全国統一の手法で同日に実施し、調査結果をマップにまとめている。2009年は6月7日(日)を統一調査日として実施し、結果を公表。	【水生生物を指標とした簡易水質調査】(2009年度) 参加者:70,623人 調査地点数:3,059地点 全調査地点の56%が「きれいな水」 【身近な水環境の全国一斉調査】(2009年度) 参加者:約8,200人 調査地点数:5,683地点 全調査地点の28%がCOD3mg/L以下	【水生生物を指標とした簡易水質調査】 平成22年度も引き続き調査を実施する予定。 【身近な水環境の全国一斉調査】 平成22年度も引き続き調査を実施する予定。	

項目	記載事項	実施主体	実施状況	実施結果(可能な限り数値を記載)	今後の方向性	政府による前半5年間の評価	
		環境省	・地域でESDを推進するモデル的取組に対する支援を行った。地域に根ざしたESDの取組を全国的に普及させる仕組みとして、地方ESD推進フォーラムによりブロック内関係者のネットワーク化を図るとともに、新たにESDの活動登録等制度及びコーディネーター育成手法を検討し、実施した。	・14地域にて事業を実施。 ・地域でESDに取り組む際のヒント集を作成。 ・全国8ブロックで地方ESD推進フォーラムを開催。 ・ESD活動等登録制度を開始。 ・全国2地域でコーディネーター育成研修を試行。	・引き続き、地域のESD活動の促進を図る。		
			・地域発の創意工夫と幅広い主体の参加により、環境保全活動を通じた地域コミュニティの再生・創成を行うとともに、二酸化炭素排出量の削減等を通じた環境保全と雇用の創出等による経済の活性化を同時に実現する、環境保全をバネにしたまちおこしモデルを創るため支援を行った。	・平成16年度選定9地域、平成17年度選定9地域、平成18年度選定1地域、平成19年度選定7地域において事業を行った。	・このモデルを広く普及し、全国レベルの取組の推進を図るため、事業終了後の継続的な効果を観察することとし、事業終了後3年間の効果測定を選定地域に求めている。当該取組による環境保全の効果のみならず、経済の活性化という環境・経済・社会の3つの側面における対策の成果について、平成23年度まで地域からの効果測定報告について取りまとめ、評価委員会等による事業評価・分析を行うこととしている。		
			・地域における様々な主体との協働を図りながら、環境の恵み豊かな、持続可能なまちづくりに取り組んでいる地域を対象に、特に顕著な実績をあげている団体に対し、その功績を讃えるとともに、広く全国に紹介するために表彰を行った。 ・国連大学への拠出金を通じ、一定要件を満たした世界各地の地域拠点を「持続可能な開発のための教育に関する地域拠点(RCE)」として認定。	・地方公共団体等8団体を表彰した。 ・国内で6地域がRCEに認定されている。(平成22年10月現在)	・過去の表彰団体についてフォローアップを検討している。		
			・子どもたちが、こどもエコクラブで地域で自主的に取り組む環境保全活動を支援するために、活動の場や環境教育情報等の提供を行っている。	・平成7年度から展開し、平成21年度には3662クラブ、179,413人が参加。	・検討中。		
			・平成16年度から、子供たちによるホテルの生息状況の調査及び水環境保全活動との関わりに関する研究事例を募集し、調査結果報告会及び優れた調査研究事例の顕彰(環境大臣表彰)する「こどもホタルレンジャー」事業を実施している。	・平成21年度は、39団体から応募。	・同事業を継続し、環境学習の機会の充実、水環境保全意識の高揚と水環境保全に係る正しい理解の増進を図る。		
			・昭和59年度から、全国の河川において一般市民の参加を得て水生生物を用いた簡易水質診断調査を実施し、調査結果、解析結果をホームページ等にて広く公表し、自治体における水質環境保全施策の推進や、一般市民の水環境保全に対する意識の向上や取組の促進を図っている。	・平成21年度は、約71,000人の一般市民が、調査に参加。	・同事業を継続し、自治体における水質環境保全施策の推進や、一般市民の水環境保全に対する意識の向上や取組の促進を図る。		
			(ハ) 高等教育機関における取組	・大学や大学院に対しては、各分野の専門家を育てる過程で、ESDに関連した教育を取り入れる取組を促進します。 ・また、世界やわが国が持続可能な社会を構築するための調査研究を実施する機関としての役割、各地域における主要な取組主体の一つとしての役割等を果たすことができるよう取組を支援します。	文部科学省		・環境に関する授業科目の実施状況調査 文部科学省が実施する「大学における教育内容等改革状況調査」において、各大学におけるカリキュラム上の多様な配慮の状況として、環境に関する授業科目の実施状況を継続的に調査している。 ・大学教育・学生支援推進事業 2006、2007年度に、現代的教育ニーズ取組支援プログラムの公募テーマ「持続可能な社会につながる環境教育の推進」において優れた取組を選定し、現代的教育ニーズ取組支援プログラムを発展的に統合した質の高い大学教育推進プログラムの後継事業である。大学教育・学生支援推進事業において2009年度まで継続的に支援を行った。
・ユネスコスクール支援のための大学間支援ネットワークASPUnivNetを構築し、地域拠点としたユネスコスクール・ネットワークの推進を行っている。	・地域ワークショップを開催によって各地域にユネスコスクールの参加呼びかけを行うと共に、既に加盟している学校の実践例などの情報を交換し、より地域に根付いた形でユネスコスクールの普及促進を図った。各拠点校における地域ワークショップの開催、拠点校同士の連絡会議、およびユネスコスクールとASPUnivNetのダブル・ネットワークショップを開催。また、ASPUnivNet拠点校を通じて、各ユネスコスクールへの活動経費の支援を行った。	・ネットワークの拡大によってユネスコスクールの活動支援をより活性化させると共に、日本国外とのユネスコスクール同士の交流も視野に入れて活動していく。また、ESDカリキュラム開発、学生への教育を通じESDを理解する将来の教員人材育成に努めていく。					
・『サステナビリティ学連携研究』構想 2007年度10月開講、博士課程：2009年4月設置し、修士(サステナビリティ学)並びに博士(サステナビリティ学)を授与可能とした。 ・戦略的リーダー育成拠点形成 2008度より事業を開始しており、途上国における環境問題の解決に向けたリーダーシップを発揮する人材の育成を行っている。	・2009年度8月現在までに、12課題を採択 ・東京大学、京都大学、大阪大学、北海道大学、茨城大学の5大学間にてサステナビリティ学に関する単位互換制度を段階的に導入。2009年8月現在、5大学で1学年、合計約50名の学生が在籍。	・科学技術振興調整費の支援は2009年度に終了するが、学校独自の取組として ①学生定員100名以上の「サステナビリティ学連合教育部」を組織し、単位互換制度を定着 ②アジアにおける現場教育を行い、地域での問題解決能力を持つ次世代の育成を支援後も引き続き推進する。 ・引き続き、途上国における環境リーダーを育成する拠点の形成を支援。					
環境省	・アジアを中心として、環境保全を図りながら経済社会の発展を実現する環境人材の育成を行うため、アジア環境人材育成ビジョンを策定し、環境人材育成コンソーシアムの設立準備や環境人材育成プログラムの開発、アジア環境大学院ネットワークの形成等を行っている。	・「持続可能なアジアに向けた大学における環境人材育成ビジョン」を策定。(平成21年3月) ・環境人材育成コンソーシアム準備会の設立。 ・プログラム開発事業として11件を採択。 ・ProSPERNetには21の高等教育機関が参加。				・環境人材と企業等のマッチングのための体制・環境整備等の更なる促進、大学・大学院等における教材・プログラム開発と普及、国際連携の更なる推進等の展開を図る。	

	項目		記載事項	実施主体	実施状況	実施結果(可能な限り数値を記載)	今後の方向性	政府による前半5年間の評価
② 国内における具体的な推進方策	(イ) ビジョン構築、意見交換	ビジョンの構築	・今後、新たに策定される関連する計画等についても、可能な限り持続可能な開発の観点を盛り込むよう努めます。 ・さらに、持続可能な開発に関する各種の計画等の内容を踏まえた持続可能な社会の姿を国民の衆知も集めながら検討し、国民にわかりやすく伝えるよう努めます。	関係省庁	・政府が策定する計画等にESDの観点を盛り込んでいる。	各種の計画(閣議決定等) ・第三次生物多様性国家戦略(平成19年11月) ・小・中学校学習指導要領(平成20年3月告示) ・高等学校学習指導要領(平成21年3月告示) ・循環型社会形成推進基本計画(平成20年3月) ・教育振興基本計画(平成20年7月) ・低炭素社会づくり行動計画(平成20年7月) 等		政府においては、実施計画策定後、個別の施策においてESDの概念を盛り込むよう、様々な計画において位置づけを行ってきているところ。 具体的には、第三次生物多様性国家戦略(H19.11)、小・中学校学習指導要領(H20.3告示)、高等学校学習指導要領(H21.3告示)、循環型社会形成推進基本計画(H20.3)、教育振興基本計画(H20.7)、低炭素社会づくり行動計画(H20.7)等において、新たにESDの概念を盛り込んだ。教育振興基本計画の中では、ESDを我が国の教育の重要な理念の一つとして位置づけ、今後5年間に取り組む施策としてESDの推進を明記したほか、新学習指導要領において持続可能な社会の構築の観点が盛り込まれ学校現場においてESDの考え方に沿った教育が行うことができるよう整備した。 また、各計画の策定に当たっては、パブリックコメントやHPでの情報提供等を図っている。 ESDに関する円卓会議については、平成20年度に3回、平成21年度はこれまで1回開催し、専門家との意見交換を実施している。
		円卓会議	・また、この連絡会議のもとに、学識経験者、教育関係者、NPO、企業等の関係者との意見交換の場として円卓会議を随時開催し、ESDの推進方策について意見交換を行います。		・円卓会議の開催。			
	(ロ) 協議による政策決定、関係者の主体性の促進	協議による政策決定	・持続可能な開発に係る政策については、可能な限り早い段階からの市民参加プロセスを始動させます。	環境省	・地球環境パートナーシッププラザ、地方環境パートナーシップオフィスを通じて、環境省重点施策等に関する意見交換会を行い、今後の環境政策の方向性についてあらゆる主体と幅広く意見交換を行う機会を設けた。 NGO/NPO等から政策提言を広く公募し、優れた提言について発表する環境政策提言フォーラムを開催するとともに、提言の実際の施策への反映を促進するために、優れた提言についてフィージビリティ調査を実施した。	・各主体間のネットワーク構築を促進し、情報の集積・交換・提供の実施。 政策提言については、平成21年度応募提言数55件、優秀提言2件、優秀に準ずる提言5件を選定。	・引き続き同事業を継続。	各種計画の策定、事業の実施に当たっては、パブリックコメントの実施やHPでの情報提供、講演会による普及啓発を行っている。 また、地球環境パートナーシッププラザ、地方環境パートナーシップオフィス等を通じて、環境基本計画等に関する意見交換会を行うなど、今後の環境政策の方向性についてあらゆる主体と幅広く意見交換を行う機会を設けた。さらに、NGO/NPO等から政策提言を広く公募し、優れた提言について発表するフォーラムを開催するとともに、提言の施策への反映を促進するために、優れた提言についてフィージビリティ調査を実施した。
		調査・研究等へのアクセシ性の向上	・関係者が政策についての情報を得やすくするため、持続可能な開発に係る調査や研究等については、可能な限りホームページ等に掲載して、アクセシ性を向上させます。	関係省庁	・HPIにおいて環境教育にかかる調査、データ、事例等を掲載している。			
				国土交通省	・防災気象情報等に関する知識の普及啓蒙 全国の気象台で防災気象講演会及びお天気フェア等の行事を開催している。 ・気候問題に関する知識の普及啓蒙 年1〜2回、各地で気候講演会等を開催している。	・防災気象情報等に関する知識の普及啓蒙 防災気象講演会 2009年度 53か所 約9,600人 2008年度 59か所 約9,800人 2007年度 37か所 約9,000人 2006年度 55か所 約6,700人 2005年度 45か所 約7,700人 ・気候問題に関する知識の普及啓蒙 気候講演会 2009年度 2か所 約300人 2008年度 2か所 約500人 2007年度 2か所 約600人 2006年度 1か所 約200人 2005年度 2か所 約500人	・今後も継続して普及啓蒙に努める。	
	(ハ) パートナーシップとネットワークの構築・運営	各府省の連携	・関係府省は、様々な主体とのパートナーシップやネットワークの構築に留意しつつ、ESDIに係る施策を実施します。	文部科学省	・青少年体験活動総合プラン 次代を担う自立した青少年の育成を図るため、青少年の長期自然体験活動の指導者養成に取り組むとともに、青少年の様々な課題に対応した体験活動を推進している。	・関係省庁の連携による地域ネットワーク型の体験活動など73件委託。(2008年度)	・引き続き、青少年の体験活動を推進する。	ESDIに係る諸施策の推進のため、各府省において連携した施策の展開が図られている。具体的には、総務省・文部科学省・農水省の連携の下、子ども農山漁村交流プロジェクトが実施されている。さらに、国民への情報提供の観点から、文部科学省・環境省において、環境教育に係る情報データベース整備が進められている。 市民・NGO・事業者・行政等の各主体間のパートナーシップの形成促進を図る観点からは、国連大学と共同で「地球環境パートナーシッププラザ」を、また地方ブロック毎に全国7箇所「地方環境パートナーシップオフィス」を設置し、環境保全活動等に係る情報の収集・提供、交流の場の提供、ネットワークの形成支援等を実施した。また、地域でESDIに取り組む関係者の交流、ネットワーク形成を行うため、地方環境事務所において地方ESD推進フォーラムを展開した。
				国土交通省	・子どもの水辺再発見プロジェクト 地域において河川管理者、教育関係者、市民団体等が連携して選定した水辺において、子どもたちの河川における体験活動の充実を図るため、情報発信や資機材の提供、環境教育を行う人材の紹介などについて支援するとともに、必要に応じて河川管理者が河川等の整備を行っている。	・平成21年度末現在285箇所の水辺が登録されている。	・地域における活動の更なる充実を図る。	
				環境省	・市民・NGO・事業者・行政等の各主体間のパートナーシップの形成促進を図るため、国連大学と共同で東京・青山に地球環境パートナーシッププラザを設置、また地方ブロック毎に全国7箇所「地方環境パートナーシップオフィス」を設置し、環境保全活動等に係る情報の収集・提供、交流の場の提供、ネットワークの形成支援等を実施した。また地域でESDIに取り組む関係者の交流、ネットワーク形成を行うため、地方環境事務所において地方ESD推進フォーラムを展開している。	・地域における各主体間のパートナーシップやネットワーク構築を促進し、情報の集積・交換・提供の実施。	・引き続き同事業を継続。	

項目		記載事項	実施主体	実施状況	実施結果(可能な限り数値を記載)	今後の方向性	政府による前半5年間の評価
(二) 能力開 発、 人材育成	政府が行う研 修	・地域におけるESDのコーディネーターやプロデュースの手法について実践的に検討します。 ・また、地域においてコーディネーターやプロデューサーの役割を担う人材を育成します。さらに、人づくりのみならず、地域においてコーディネーター等を推進するための仕組みを検討し、地域における組織づくりについても進めます。具体的には、地域におけるボランティアセンター、NPOの支援センター、社会教育施設等の拠点施設、あるいはNPO、事業者等の主体がESDのコーディネーターやプロデュースの機能を担うための方策について検討します。その際には、人材、場や機会、自然等の地域の資源を学校の教育へ活用するための手法についても検討します。	文部科学省	・ユネスコスクール支援のための大学間支援ネットワークASPUivNetを構築し、地域拠点としたユネスコスクール・ネットワークの推進を行っている。	・地域ワークショップを開催によって各地域にユネスコスクールの参加呼びかけを行うと共に、既に加盟している学校の実践例などの情報を交換し、より地域に根付いた形でユネスコスクールの普及促進を図った。各拠点校における地域ワークショップの開催、拠点校同士の連絡会議、およびユネスコスクールとASPUivNetのダブル・ネットワークショップを開催。また、ASPUivNet拠点校を通じて、各ユネスコスクールの活動事例収集と実践を行った。	・ネットワークの拡大によってユネスコスクールの活動支援をより活性化させると共に、日本国外とのユネスコスクール同士の交流も視野に入れて活動していく。また、ESDカリキュラム開発、学生への教育を通じESDを理解する将来の教員人材育成に努めていく。	モデル的取組に支援を行い、これらの先進事例を、他の地域等の参考となるようヒント集として取りまとめた。 今後の課題としては、市民団体等の地域のリーダーを、ESDの考え方を理解し、実践につなげていくコーディネーターとして育成する手法の検討を進めていく必要がある。
		・学校教員の資質の向上のため、都道府県教育委員会等の指導主事を対象に、研修を行い、受講した指導主事がこれらの内容を踏まえた研修等を各地で行えるようにします。この研修においては、ESDの概念や指針についても取り扱うとともに、指導計画の作成、外部人材の活用の方等について研修を行うよう努めます。	文部科学省	・環境教育推進グリーンプラン（環境教育・環境学習指導者養成基礎講座）環境省との連携・協力により、教員等をはじめとする環境教育・環境学習の指導者に対する講習会を開催する。 ・日本各地で教育委員会と連携してユネスコスクール研修会を開催し、「ユネスコスクール」の目的や仕組みについて、実践例を通して学び、理解を深める機会を提供している。また、研修会を通して、持続発展する社会づくりの担い手の育成、ユネスコスクールの普及・促進に取り組んでいる。また、学習指導要領の解説に関する研修会など全国規模の教育委員会指導担当主事を対象とした研修会においてESDの普及に努めた。	・「環境教育リーダー研修基礎講座」を全国7地域で実施。 ・平成20年度4県(岩手、群馬、栃木、奈良)で実施。 ・平成21年度は7道府県で実施(北海道、千葉、新潟、富山、京都、大阪、沖縄)。 ・平成22年度は7都県で実施予定(秋田、東京、福井、静岡、島根、愛媛、福岡)	・環境教育に関する研修については、引き続き実施予定。 ・ユネスコスクール・ネットワークの更なる拡大を目指し、引き続き実施予定。	
			環境省	・国及び地方公共団体の職員並びに国及び地方公共団体の環境教育・学習に関する実践活動業務を支援する関係団体等の職員を対象に、環境教育・学習に関する専門知識・技術の習得及び全員合宿による研修生相互の啓発・交流を図ることを目的として環境調査研修所において環境教育研修を実施した。 ・平成11年度より、瀬戸内海の環境保全を推進する上で必要な地域における環境教育・環境学習の推進を図るため、小・中学生や環境保全活動指導者を対象とし、地域の特性を活かした「体験的学習機会の提供及び指導者の育成」を実施している。 ・平成10年度より、瀬戸内海の環境保全を推進する上で必要な地域において地方公共団体の環境保全担当者や環境保全活動を実施している団体との合同研修として環境保全トレーニングプログラムを実施している。	・左記の研修対象者について、所属長の推薦に基づいて、376名を対象として研修を行った。 ・瀬戸内海沿岸域17府県市において、海辺、干潟、河川等のフィールドでの学習を実施(平成21年度参加者実績:3,214人) ・広島県での研修では、瀬戸内海の環境保全や再生方策に係る講義、河川浄化施設等の現地見学を実施。(平成21年度参加実績:22名)	・環境教育施策の状況等を踏まえつつ継続して実施する。 ・体験学習機会の提供及び指導者の育成を継続的に実施し、環境教育・環境学習を推進する。	政府が行う研修としては、学習指導要領に関する教育委員会への研修会、国や自治体の職員、関係団体の職員を対象にした環境教育・学習に関する専門知識・技術の習得等を目的とした研修など、環境教育に関する様々な研修が行われている。
				・人材認定等事業の登録「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」第11条第4項の規定に基づき、ESDの実践指導者を含む環境教育や環境保全に関する指導者の育成、または認定を行う事業を関係5省連携で登録し、その周知を図っている。	・登録事業数:36事業(平成22年10月現在)	・事業の登録とその周知を図ること で、指導者の育成を推進。	

項目		記載事項	実施主体	実施状況	実施結果(可能な限り数値を記載)	今後の方向性	政府による前半5年間の評価
	指導者育成、指導者情報の提供、企業内研修、教職課程、現場での活用 情報提供 組織力の向上	・また、地域で活動しているリーダーに対し、ESDIについて普及啓発し、ESDを実践できる指導者の確保に努めるとともに、ESDの実践を指導できる指導者情報等の提供を進めます。さらに、地域で環境に関する活動を実践しているリーダーと教員が一緒に受講できる研修等を実施し、この中でもESDIに関する内容を取り上げるよう努めます。 ・企業内研修において、従業員が持続可能な開発に即した事業に関する研修を行うことが大切です。このため、企業内研修プログラム等事業者に対して参考となる情報の提供に努めます。 ・なお、大学の教職課程において、ESDに関する内容を積極的に取り上げるとともに、実践的な指導方法が教授されるよう促します。 ・以上のような取組を推進し、持続可能な社会づくりの担い手となる人材育成に努めます。また、育成された人材が活用されるよう教育現場を始め各方面への情報提供に努めます。さらに、こうした人材が活用される際には、必要な謝金等が支払われるよう、ESDを進める能力を活かすことが経済に組み込まれるよう努めます。 ・さらに、人材のみならずNPO等の地域の主体の組織力の向上についても支援します。	関係省庁	・HPIにおいて環境教育にかかるデータ、事例等を掲載している。		・継続。	ESDを実践できる指導者・企業等の育成のために、環境教育推進法で定められた人材認定等事業や環境の専門家育成としての環境カウンセラー制度、学校教員及び活動実践リーダーを対象とした研修事業等において、これまで相当数の認定者数、参加者を得て、一定の成果を上げています。 また、HP等において環境教育にかかるデータ、事例等を掲載することで、企業の研修等で活用可能な情報を提供している。 今後、市民団体等の地域のリーダーを、ESDの考え方を理解し、実践につなげていくコーディネーターとして育成する手法の検討を進めていく必要がある。
			文部科学省	・ユネスコスクール支援のための大学間支援ネットワークASPUnivNetを構築し、地域拠点としたユネスコスクール・ネットワークの推進を行っている。	・地域ワークショップを開催によって各地域にユネスコスクールの参加呼びかけを行うと共に、既に加盟している学校の実践例などの情報を交換し、より地域に根付いた形でのユネスコスクールの普及促進を図った。各拠点校における地域ワークショップの開催、拠点校同士の連絡会議、およびユネスコスクールとASPUnivNetのダブル・ネットワークワークショップを開催。また、ASPUnivNet拠点校を通じて、各ユネスコスクールの活動事例収集と実践を行った。	・ネットワークの拡大によってユネスコスクールの活動支援をより活性化させると共に、日本国外とのユネスコスクール同士の交流も視野に入れて活動していく。また、ESDカリキュラム開発、学生への教育を通じESDを理解する将来の教員人材育成に努めていく。	
			環境省	・人材認定等事業(環境保全に関する知識及び環境保全に関する指導を行う能力を有する人材を育成又は認定)につき、民間団体等が運営するもので一定の基準を満たすものを登録し、環境保全活動等に活用を図っている。 ・環境に関する専門的知識を有する者を環境カウンセラーとして登録するとともに、その資質・能力の向上を図るための研修や情報提供等の支援、環境教育における活用等を通じてその活動を活性化することにより、環境カウンセラーの増加と地域における環境教育活動等の環境保全活動の促進を図っている。 ・学校教員及び活動実践リーダーを対象に基本的知識の習得と体験学習を重視した研修(「環境教育リーダー研修基礎講座」)を行い、学校の児童生徒や地域の人々に対する環境教育・環境学習の推進を図っている。 ・優れた環境ビジネスのアイデア発掘のため、環境ベンチャービジネスコンテストへ協力し、事業者への情報提供を通じた普及を行った。	・登録事業数:36事業(平成22年10月現在) ・登録者総数:4,599名(平成22年4月現在) ・総受講者数:2,024名(平成22年3月現在) ・平成19年度、20年度、21年度コンテスト実施に協力。	・関係省庁と連携し、引き続き実施 ・環境カウンセラーの推進方策を検討しつつ、引き続き事業を展開していく。 ・今後の方向性について検討中。 ・コンテストの開催を通じ、優れた環境ビジネスの育成に努めていく。	
			文部科学省	・人権教育推進のための調査研究事業 人権一般の普遍的観点からの取組及び各人権課題に対する取組(女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題 他)を推進するため、人権教育の推進方策についての調査研究を行うとともに、その研究成果を普及するための研究協議を開催するなど、人権教育を推進する。 ・環境教育推進グリーンプラン (新しい環境教育の在り方に関する調査研究) 学校を含め、地域が一体となって持続可能な開発のための教育に対応した環境教育を実践する地域の指定等の調査研究を行う。 (環境のための地球学習観測プログラム(GLOBE)事業) 米国が提唱した学校を基礎とした環境科学及び環境教育に関する国際的なプログラムへの参加。 ・ユネスコスクール支援のための大学間支援ネットワークASPUnivNetを構築し、地域拠点としたユネスコスクール・ネットワークの推進を行っている。	・2009年度には、本事業を活用した調査研究を、全国31ヶ所に委託し、実施。 【過去の実績】(2004年度)12ヶ所、(2005年度)17ヶ所、 (2006年度)18ヶ所、(2007年度)19ヶ所、(2008年度)30ヶ所 (新しい環境教育の在り方に関する調査研究) ・持続可能な開発のための教育(ESD)に関する調査研究を地域で実施。 (環境のための地球学習観測プログラム(GLOBE)事業) GLOBE協力校の指定 ・平成17～18年度:全国20校 ・平成19～20年年度:全国19校 ・平成21年度:全国20校 ・地域ワークショップを開催によって各地域にユネスコスクールの参加呼びかけを行うと共に、既に加盟している学校の実践例などの情報を交換し、より地域に根付いた形でのユネスコスクールの普及促進を図った。各拠点校における地域ワークショップの開催、拠点校同士の連絡会議、およびユネスコスクールとASPUnivNetのダブル・ネットワークワークショップを開催。また、ASPUnivNet拠点校を通じて、各ユネスコスクールへの活動経費の支援を行った。	・今後も、社会教育における人権教育を一層推進するため、引き続き、人権に関する多様な学習機会の充実方策等に関して調査研究を実施するとともに、地域が抱える人権課題への対応や、地域の実情に応じた新たな学習プログラムを開発し、その成果の普及・啓発を図ることで、社会教育における人権教育の一層の推進に努める。 ・環境教育に関する調査研究を引き続き推進していく。	
(木)	調査研究、先進事例の紹介、発表等 内容の発展	・ESDIに関する調査研究を奨励します。また、新しい取組の実践や事例発表等を行います。これらの取組を通じて、既存のプログラムや教育の発展を促進するとともに、多くの教育者がESDIについて理解し、実践できるように努めます。 ・地域の特性を踏まえた持続可能な地域づくりに関する調査研究を奨励し、モデル的な地域におけるプログラム開発等について支援します。その際、調査研究結果を地域の教育カリキュラムへ反映・活用することについても検討します。また、ESDの効果についてのデータ収集等に努めます。	環境省	・都道府県、政令指定都市等の環境教育等を担当している職員を対象に、政府の施策の紹介や全国の先進的な取組事例について情報提供等を行っている。	・都道府県・政令指定都市環境教育担当者会議の開催(年1回)	・継続。	人権教育や環境教育等個別の分野ごとに、推進方策などの調査研究が進められている。 また、モデル的取組に支援を行い、これらの先進事例を、他の地域等の参考となるようヒント集として取りまとめた。さらに、地方公共団体の環境担当者への説明会において、全国の先進的取組について情報提供を行うことにより、地域におけるESDの取組をさらに推進した。
(へ)	情報通信技術(ICT)の活用	・ICTは、エネルギーや資源を節約しつつ、多くの人々に情報を発信でき、また、多くの地区における観測データ等の集約にも便利であるため、その効果的な活用を推進します。 ・また、インターネットは、調べ学習の活用や、ESDの資源や教材についての情報提供を行いやすいことから、ESDIに係る情報を積極的に発信します。	文部科学省・環境省	・環境教育・環境学習に関する知識、教材、事例等にかかる情報を収集し、総合的なデータベースを構築。収集した情報は、インターネットにより提供し、環境教育・環境学習の促進を図っている。(URL:http://www.eeel.go.jp/)		・引き続き環境教育等に関する情報提供を図る。	
			国土交通省	・ホームページや冊子等における環境教育の参考となる情報発信 学校の先生や市民団体等が河川で総合学習、自然体験活動を行う際に参考となる情報をホームページで提供するとともに、冊子等を作成し、総合学習に対応した川に関する様々な情報を発信している。	・各地方の河川事務所等においてホームページの開設等を行っている。	・より利便性の良い情報発信の方法を検討する。	
			環境省	・循環型社会の形成に関する情報の発信をホームページ(Re-Style)により行い、国民、民間団体及び事業者等における活動の「リ・スタイル(Re-Style)化」を行っている。	・循環型社会の形成に関する情報の発信をホームページ(Re-Style)により行い、国民、民間団体及び事業者等におけるリデュース(Reduce:発生抑制)・リユース(Reuse:再利用)・リサイクル(Recycle:再生利用)の活動を推進した。	・引き続き、循環型社会の形成に関する情報の発信をホームページ(Re-Style)により行い、国民、民間団体及び事業者等におけるリデュース・リユース・リサイクルの活動を推進していく。	ICTの活用に関しては、環境省・文部科学省が連携し、環境教育・環境学習に関する知識、教材、事例等にかかる情報を収集し、総合的なデータベースを構築した。収集した情報は、インターネットにより提供することにより、環境教育・環境学習の促進を図った。

	項目	記載事項	実施主体	実施状況	実施結果(可能な限り数値を記載)	今後の方向性	政府による前半5年間の評価
③ 各主体に期待される取組	(イ) 個人・家庭	以下のような取組や役割が期待されます。 ・「スローライフ」や「LOHAS」の考え方が広まり日々の暮らしの中にかされること。 ・グリーン購入やフェアトレード商品の購入に心がけること、省エネ型の暮らしの実践、木材資源の循環的利用などライフスタイルを転換すること。住居の新改築、改修の機会には、環境性能の向上や周囲の自然環境との調和に努めること。 ・家庭、学校、保育所、地域等社会の様々な分野において国民運動として食育を推進し、健全な食生活を実践すること。 ・各家庭において、自ら考えて行動する子どもの育成、他との関係性の中で、人、もの、環境を大切にすると心、国内外の各地域との関係性について伝えあうこと。 ・環境保全活動、社会福祉活動、国際交流活動、その他の地域の諸課題に関する活動などに参画すること、様々な政策決定過程に積極的に参画することにより、よりよい地域づくり、社会づくりに参画すること。	内閣府	食育基本法(The Shokuiku Basic Law)に基づく食育推進基本計画(Basic Program for Shokuiku Promotion、2006年3月食育推進会議決定)により、食育推進運動の展開を図っている。 ・毎年6月を「食育月間」と定め、各種広報媒体やイベント等を活用してその周知と国民への定着を図る。 ・同月間では、全国的な中核的イベントを毎年開催地を移しながら開催。(食育推進全国大会、2006年から本年までで4回開催。) ・家庭等に対しては、同月間が、食育実践の契機となるようにポスター等で呼びかけ。 ・毎月19日を「食育の日」と定め、食育の考え方が広く国民に認識されるようポスター等でキャッチフレーズを活用。	「食育推進基本計画において食育の推進に関する目標値を定め、毎年達成状況を把握。」 ・食育に関心を持っている国民の割合の増加(目標値:2011年3月までに90%以上) 2009年3月末:72.2% (参考:2005年7月:69.8%) ・朝食を欠食する国民の割合(目標値:子ども2011年3月までに0%) 2007年11月:1.6% (参考:2000年11月:4.1%)	・目標値の達成 ・食育推進基本計画で掲げる食育の海外展開(Ⅲ7.(2)。Overseas development of Shokuiku)に留意。	個々人の意識と行動の変革を促すため、環境に配慮した生活、自然とのふれあい活動を勧める活動や、「食」、「交通」、「エネルギー」等をテーマとして持続可能性や環境への負荷低減を考えさせる様々な取組が展開されている。 学校教育に関しては、教育振興基本計画で持続可能な社会の構築に向けた教育理念の重要性が指摘され、学習指導要領にもこの理念が明記された。今後、各教科や総合的な学習の時間等を通じて理念の具体化が期待される。特にESDの普及推進に資する取組として、ユネスコスクールの取組があり、207校(2010年10月現在)にまで加盟校が増加したユネスコスクールを核として学校や地域におけるESDの取組が広がっている。環境教育や人権教育、自然の中での体験活動や社会奉仕体験活動なども推進されている。 NPOについては、教育協力NGOネットワークの参加団体をはじめとする多くのNPOにより、学校・地域・職場などで、日常的にESDに関連する活動が実施されている。 事業者・業界団体についても、日本経団連が企業行動憲章に持続可能な開発に資する企業活動を行うことを盛り込むなど、積極的にCSR活動、NPOとの協働活動が行われている。特に、「エコプロダクツ」展では、小中学生、高校生を対象に学習シートを用意するとともに、団体見学を実施して環境についての学習を支援している。 教員養成・研修機関については、シラバスにESDに関連する科目を位置づける、サテライト機能を活用して地方の教員にESDに関する研修を行う、教職免許状更新講習にESDに関連する研修内容を位置づける等、ESDを意識した取組を行う大学がみられる。 公民館等の社会教育施設、公的な拠点施設についても、学校などと連携して、地域に根ざした多様な体験活動を展開している事例がみられている。 地方公共団体においても、「総合計画」や「環境基本計画」等の施策の中に「持続可能な社会(地域)づくり」の目標や理念が盛り込まれたり、既存の環境保全活動や伝統文化継承活動などの中でESDの理念が共有されるようになった等の事例が見られるようになっている。 上記のように、いろいろな主体によってESDに関連する多様な活動が展開されていることは評価できる。一方で、ESDの活動がどのくらいの広がりを見せているか、ESDへの理解がどれくらい深まっているか等については、調査が必要と思われる。 また、ESDの認知の問題とも絡むことであるが、マスメディアへ働きかけを強め、マスメディアを通じてESDの普及を図る努力が必要と思われる。
			文部科学省	・家庭教育手帳の作成 自然や環境を大事にする心を育てることなどを盛り込んだ家庭教育のヒント集(家庭教育手帳)を作成し、乳幼児や小学生の子を持つ全国の親へ配布。 なお、2009年版からは、より効果的な活用を図るため配布の方法を変更し、電子媒体で各教育委員会等に提供し、家庭教育に関する学習機会などでの活用を図っている。	【2007年版】 配布部数:554万部(2007年3月) 【2008年版】 配布部数:524万部(2008年3月) 【2009年版】 1,874箇所に電子媒体で提供(2009年2月)	・引き続き家庭教育に関する学習機会などでの活用を図っていく予定。	
			農林水産省	・「食育基本法」に基づき、平成17年度から、生産・流通・消費の各段階を通じた食育の推進のため、「食事バランスガイド」を活用した日本型食生活の普及・啓発、教育ファームの取組を推進する「にっぽん食育推進事業」を実施。	・「食事バランスガイド」の認知度:56.7%(平成21年度) ・「教育ファーム」の取組を行っている主体がある市町村の割合:74.0%(平成21年度)	・「日本型食生活」の実践等を促進する。	
			経済産業省	・エネルギー教育事業(平成22年度予算:255百万円)(経済産業省)(エネルギー教育に関する教員向けの研修会の開催、副教材の作成、作文コンクールの実施等)	平成21年度:研修会11回開催、副教材4.5万部作成等	・継続。	
			国土交通省	・交通エコロジー教室の開催 交通がもたらす環境への影響に関する理解と、環境負荷の小さい移動のために各個人がなし得ることの認識を深めるため、各地方運輸局等において交通エコロジー教室を開催した。	平成21年度は66箇所にて実施。	・今後も継続して普及啓発に努める。	
			環境省	・環境に配慮した取組等を行う家庭(世帯)を「エコファミリー」、その家庭のリーダーを「我が家の環境大臣」として登録し、エコライフに関する環境家計簿や情報等をウェブサイトやモバイルサイトで提供するほか、イベントの開催、優秀な取組に対する表彰等を実施している。 ・環境金融に関する普及促進調査を実施し、環境金融の現状を把握した。 ・気候変動情報開示セミナー・シンポジウムを、平成21年度各1回実施。 ・「環境と金融に関する専門委員会」が、平成21年6月までに計7回開催され、報告書が取りまとめられた。 ・平成18年度より、毎年10月に「3R推進全国大会」を開催し、廃棄物の発生抑制、再使用、リサイクルなどごみ減量化に向けた各種の取組の紹介を行う。また、地方環境事務所が地方大会を主催している。 ・昭和63年度から全国各地において、全国星堂継続観察(スターウォッチング・ネットワーク)を毎年夏と冬の年2回実施。毎年1万人以上が観察に参加している。	・登録数:約15万世帯(平成22年10月現在) ・環境金融普及促進調査を、平成19年度、20年度の2回実施。 ・全国大会についてはこれまで、平成18年度に愛知県、19年度に北九州市、20年度に山形県、21年度に千葉県において開催した。地方大会についても、全国7ブロックにおいて毎年開催しているところ。 ・これまで、14,894団体、253,196人が観察に参加。過去5年間では、3,781団体、52,755人が参加。	・検討中。 ・「環境と金融に関する専門委員会」の報告書における提言を踏まえ、環境金融の普及・拡大に努める。 ・全国大会については、平成22年度は佐賀市において11月に開催予定。地方大会についても、全国7ブロックにおいて引き続き開催予定。	

	項目	記載事項	実施主体	実施状況	実施結果(可能な限り数値を記載)	今後の方向性	政府による前半5年間の評価
	(口)学校	以下のような取組や役割が期待されます。 ・小中高等学校においては、各教科や総合的な学習の時間等における学校の教育活動全体を通じて進めること。さらに、学校評議会の活用、PTA活動等学校経営の中で総合的な取組を進めること。 ・異なる学年や小中高等学校等の間の連携、地域社会等との連携にも配慮し、総合的な取組とするよう配慮すること。 ・自然体験、農山漁村などにおける体験活動、職業体験その他多様な体験活動を促進すること。 ・学習や生活の場としての学校施設を環境に配慮したものとすること。また、整備された学校施設を教育に活用すること。 ・大学等の高等教育機関においては、各大学の特性に応じ持続可能な開発のための教育及び研究を行うこと。また、ESDの優れた教材やカリキュラムの開発に努めるとともに、それらの成果を教育の場で活用すること。高等教育機関の専門性をいかした地域社会との連携、大学間の連携による取組についても推進すること。	手島委員	・教育振興基本計画において、持続可能な社会の構築に向けた教育理念の重要性が指摘された。また、学習指導要領にも、この理念が明記された。これらを受けて各教科や総合的な学習の時間等での実践が始まろうとしている。 ・しかし、各都道府県教育委員会にESD担当部署が明確化されていないだけでなく、ESDへの理解は進んでいないため、一般的な学校現場においては、ESDという理念はほとんど伝わっていないのが現状である。 ・また、各区市町村の教員が参加している教育研究会等でも理解が図られていないため、ESDを意識した授業実践がほとんど行われていない。	・各都道府県教育委員会におけるESD担当部署の明確化を平成22年度には100%になるよう、本年度中から働きかける。	・平成23年度の小学校での学習指導要領完全実施、平成24年度の中学校での完全実施に向けて、持続可能な社会の構築をめざした「総合的な学習の時間」が全国で実施され、学校教育全体を通じて取り組むよう、指導の強化・徹底を図る。	
			及川委員	・改正教育基本法に基づく教育振興基本計画及び新学習指導要領にESDの理念が盛り込まれたことにより、各校で、各教科及び総合的な学習の時間を中心に教育活動全体でESDを推進する仕組みが整った。 ・ユネスコ・スクールの加盟校増加により、ユネスコ・スクールを核としたESDの推進とそのネットワークを活用した学校間の情報交換が促進され、地域及び国内の学校におけるESDの普及推進が図られてきた。 ・教育現場(学校)と大学が連携したESDのプログラム開発や実践が行われ、その成果や手法が発信されるようになった。 ・学校と保護者や地域住民、産業、NPO、博物館等の専門機関、行政などの関係機関との連携を図りながら、広範な体制のもとのESDの取組が見られるようになった。 ・各学年の発達段階やESDで育成すべき価値観や資質能力に応じた学びが展開できるように、小・中・高等学校が連携した体系的なESDの取組が見られるようになった。	・気仙沼市の教職員のESDの認知度は86%と高まり、市内の各校でESDが取り組まれている。全国的には、まだまだ認知度は低い。(全国教頭会では1割未満) ・気仙沼市のユネスコ・スクール加盟校は16校、申請10校(2009年9月現在) ・2006年に気仙沼市教育委員会と宮城教育大学がESDを中心として「連携協定」を締結。2009年には「連携センター」を設立しESD関連の事業を展開。 ・2006年に学校と地域が一体となったESDを推進するため、「気仙沼ESD/RCE推進委員会」を設立(2009年現在26機関) ・2005年から面瀬小、中学校、気仙沼高校が連携して米国の学校とESDのプログラムに取り組む。	・教育振興基本計画及び新学習指導要領に掲載されるESDの理念を全国の学校に周知し、教職員のESDに対する認知度を80%まで引き上げる。 ・ユネスコ・スクールを地域や関係機関との連携を基盤とするESDモデルスクールとするとともに、そのネットワークを活用したESDの交流を促進する。 ・小・中・高等学校が連携したESD推進のモデル地域を指定する。 ・各校の校内運営組織(校務分掌)や校内研修にESDを位置付ける。	
			文部科学省	・環境に関する授業科目の実施状況調査 文部科学省が実施する「大学における教育内容等改革状況調査」において、各大学におけるカリキュラム上の多様な配慮の状況として、環境に関する授業科目の実施状況を継続的に調査している。	・学部もしくは研究科において、環境に関する授業科目を開設している大学。2008年度677大学(約90.6%) ・「大学における教育内容等の改革状況について(2008年度)」より(文部科学省)	・引き続き定期的な調査を実施し、各大学による積極的な実施を促す。	
				・「教育基本法」の改正などを踏まえ、平成20年3月に、小・中学校の学習指導要領を、平成21年3月に高等学校の学習指導要領を改訂し、ESDの理念に沿った学習内容の充実を図った。 ・豊かな体験活動推進事業 平成21年度までは児童生徒の豊かな人間性や社会性を育むため、農山漁村での宿泊体験活動をはじめとして、自然の中での長期宿泊体験活動や社会奉仕体験活動など、他校のモデルとなる体験活動を実施する学校を指定し、その成果を全国に普及させることにより、小・中・高等学校等における豊かな体験活動の推進を図った。平成22年度は3泊4日以上での宿泊体験を通じて自然体験活動等を行う小学校の取組を支援。 ・人権教育開発事業 学校、家庭、地域社会が一体となった教育上の総合的な取組を推進し、基本的な人権尊重の精神を高め、一人一人を大切にしたい教育の充実に資するため、「人権教育総合推進地域」を指定し、調査研究を実施。 また、「人権教育研究指定校」を指定し、学校における人権教育についての実践的な研究を実施。	・豊かな体験活動推進事業モデル校627校(平成20年度)、349校(平成21年度)指定。 ・人権教育総合推進地域46地域を指定(2010年度)。 ・人権教育研究指定校104校を指定(2010年度)。	・学校において、ESDに関する教育を引き続き推進していく。 ・引き続き3泊4日以上での宿泊体験を通じて自然体験活動等を行う小学校の取組を支援するとともに、農山漁村での宿泊体験による教育効果を周知するなど豊かな体験活動の推進を図る。 ・人権教育総合推進地域、人権教育研究指定校における調査研究を引き続き実施。	
				・エコスクールの整備推進に関するパイロット・モデル事業 学校施設を教材として活用し、地域の環境・エネルギー教育の発信拠点とともに、温室効果ガスの削減目標達成に貢献するため、農林水産省、経済産業省及び環境省と連携して、パイロット・モデル事業を実施している。具体的には、農林水産省と内装の木質化について、経済産業省と新エネルギー設備について、環境省と学校エコ改修について協力しつつ、環境を考慮した学校施設の整備に対し国庫補助を行い、その整備促進に努めている。 ・屋外教育環境施設の整備 子ども達の最も身近にある学校の屋外空間を様々な体験活動の場として活用し、たくましく心豊かな子ども達を育成するため、学校ビオトープ、屋上緑化、グラウンドの芝張りなど、屋外教育環境の一体的な整備充実を図っている。	・エコスクールパイロット・モデル事業の認定校数の増加。 (440校(2005年)から1,091校(2010年10月現在)) ・屋外教育環境施設の整備を806事業実施(2005年～2010年10月現在)	・環境教育の教材として、利用が促進されるよう、引き続きエコスクールの整備推進に取り組む。 ・引き続き、屋外教育環境施設の整備推進に取り組む。	
			農林水産省	・森林環境教育活動を推進するため、平成17年度から質の高い人材の育成、森林・林業に対する理解を深めるためのプログラムの作成やモデル学校林の設定等を行う「森林環境教育活動の条件整備推進対策事業」を実施。 ・国有林の豊かな自然環境を子供達に提供して、様々な自然体験や自然学習を進めていただくため、国有林のフィールドを提供する「遊々の森」協定を推進。 ・農山漁村における体験活動と連携し、国有林野において森林・林業に関する体験学習のためのフィールドの整備及びプログラムを作成するため、「森林・林業体験交流促進対策」を実施。	・森の子くらぶ活動の参加者数が全国で250千人／日(平成14)から363千人／日(平成20年)に増加。 ・162箇所において「遊々の森」協定を締結。(平成22年3月末現在) ・12箇所において「森林・林業体験交流促進対策」を実施。 (平成22年度)	・平成25年度までに、森林環境教育の参加人数について、現状(平成19年度)の約44万人から約50万人に増加させる。	

項目	記載事項	実施主体	実施状況	実施結果(可能な限り数値を記載)	今後の方向性	政府による前半5年間の評価
		国土交通省	・環境保全教室の実施 幼稚園、小中学校において、年間を通じ、海洋環境保全教室を開催し、環境紙芝居の上演、講話、簡易水質検査等を実施した。 特に、平成17～18年にあっては、6月及び11月に海洋環境保全推進週間を定め、また、平成19年以降にあっては、6月を海洋環境保全推進月間と定め、同教室の開催等、海洋環境保全推進活動を重点的に実施した。 ・子どもの水辺再発見プロジェクト(再掲) 地域において河川管理者、教育関係者、市民団体等が連携して選定した水辺において、子どもたちの河川における体験活動の充実を図るため、情報発信や資機材の提供、環境教育を行う人材の紹介などについて支援するとともに、必要に応じて河川管理者が河川等の整備を行っている。 ・出前講座の実施 各地方における川の特徴(治水、利水、環境)や安全な利用方法などについて現場や学校において子どもたちに伝えている。	・5年間で、1,960回の環境保全教室を実施し、延べ139,431人が参加した。 ・平成21年度末現在285箇所の水辺が登録されている。 ・各地方の河川事務所等において実施している。	・同教室において、より効率的かつ効果的に、海洋環境保全思想の普及・啓発を行い、子ども達の環境保全意識の高揚を図っていく。 ・地域における活動の更なる充実を図る。 ・継続して実施する。	
		環境省	・エコスクールの整備推進に関するパイロット・モデル事業 環境を考慮した学校施設(エコスクール)を普及・啓発するため、農林水産省、経済産業省及び環境省と連携して、パイロット・モデル事業を実施している。具体的には、農林水産省と内装の木質化について、経済産業省と太陽光発電設備等について、環境省と学校エコ改修について協力しつつ、環境を考慮した学校施設の整備に対し国庫補助を行い、その整備促進に努めている。	・エコスクールパイロット・モデル事業の認定校数の増加。 (440校(2005年)から1091校(2010年9月現在))	・環境教育の教材として、利用が促進されるよう、引き続きエコスクールの整備推進に取り組む。	
(ハ) 地域コミュニ ティ	以下のような取組や役割が期待されます。 ・子育て、まちづくり活動、お祭り、遊び場、スポーツクラブ、地域課題に対処するための活動など様々な活動を有効に活用すること。 また、これらの取組において、教育機関、NPO、事業者等と連携すること。 ・地域教育力の向上を踏まえ、子ども達が自由に遊び多様な活動を実践できる遊び場、学びの場などをつくること。 ・学校教育において外部の力を活用することによる、質の高い教育の実践を支援すること。	及川委員	・学校と家庭、地域住民、公民館等の社会教育機関、企業、NPO、博物館等の専門機関、行政などの関係機関との連携を図った地域をあげたESDの学びの場(学舎)が創設されるようになってきた。	・2006年に学校や企業、NPO、博物館等の専門機関、行政などの関係機関とが連携した「気仙沼ESD/RCE推進委員会」を設立。(2009年現在26機関)	・学校教育と社会・生涯教育との学社融合・連携の中にESDの理念と方向性を明確に示す。	

	項目	記載事項	実施主体	実施状況	実施結果(可能な限り数値を記載)	今後の方向性	政府による前半5年間の評価
(二) NPO		以下のような取組や役割が期待されます。 ・環境保全、福祉の増進、まちづくり、食育など各NPOが持つ個別のテーマのみならず、異分野と関わり合いながら活動を行うこと。政策提言活動、普及啓発活動、体験活動等の活動の中にESDを取り入れ、持続可能な社会づくりを意識した活動を行うこと。 ・各活動のテーマの専門性をいかしつつ、ESDに係る活動において、指導者としての役割を担うこと。 ・多様な主体が連携した取組が促進されるよう、各地域においてプロデューサーやコーディネーターの役割を担い、学校教育、社会教育、企業内教育、地域活動等が連携したESDの取組を広げること。 ・ESDの指導者、コーディネーターやプロデューサーの育成を行うこと。 ・ESDの推進手法について、実践例を踏まえて研究・調査し、普及すること。	策尾委員 ・2006年以来、ユネスコとのパートナーシップ「アジア太平洋ESD事業」のもと、IP(Innovation Programme)10カ国10件、COE(Centre of Excellence)5カ国5件のESD事業の支援、PLANET教材の製作。 ・日本ユネスコ国内委員会、ユネスコ・バンコク事務所の協力のもと、2006年2月23日～25日に「ACCU-UNESCOアジア太平洋地域ESD推進セミナー」を開催。 ・2008年度日本/ユネスコパートナーシップ事業として、ユネスコ・スクール公式サイトを作成・運営。 ・ESDの調査研究と能力開発・人材育成を目的としたプロジェクトレベルでの評価手法を創出するため、研究者と協働し、グループディスカッション、インタビュー、アンケートなどから成る「HOPE (Holiistic, Participatory and Empowering) 評価手法」をまとめた。 ・ユネスコ・アジア文化センターとアジア太平洋地域の教育・環境・アニメーションの専門家、そしてユネスコとの共同で、アニメーション・ビデオ、ポスター、小冊子等からなるマルチメディアの環境に関するパッケージ教材「PLANET(Package Learning Materials on Environment)」を企画・制作。 ・2009年8月22日～24日東京にて「アジア太平洋ESD教育者フォーラム」を開催。海外より15カ国24名と国内から約90名の参加を得て開催。 ・2006年10月30日～11月4日和歌山にて「アジア防災教育子どもフォーラム」を開催。 ・政府委託事業として、韓国・中国からの教職員の来日・学校訪問・意見交換・ホームビジットを実施。 ・2006年に「ACCUアジア太平洋ESDフォトメッセージコンテスト『明日への手紙2007』」-伝えたいもの・無形文化遺産」を企画・実施。2007年には入賞作品巡回展(ESDフォトキャラバン)を開催。	・2006年から2008年までで、IPでは直接受益者が21,772名、間接受益者が72,197名となり、108種27,080の教材を制作。COEでは直接受益者が9,780名、間接受益者が68,197名により、36種24,092の教材を制作。また、これらの活動を紹介する事例集「Tales Of Hope 1・2」を制作。 ・ESD推進セミナーには20カ国から20名のユネスコ国内委員会、教育省職員、基調講演者2名、ESD専門家10名、ユネスコ職員6名他の参加を得て、ESDに関連する事例を共有し理解を深めるべく議論が行った。 ・アジア太平洋ESDウェブサイト(日本語・英語)を構築、運営し、情報共有と交換を推進。 ・ユネスコ・スクール公式サイト(他、小中学校でのESD授業の事例を紹介する「ESD教材活用ガイド」)を制作。各方面からの希望により12,000部を印刷し、現在教員研修・教員免許更新研修等、様々な場面で活用されている。 ・HOPE評価手法を実施するフィールドとして、ACCUUNESCOアジア太平洋地域イノベーション/創生プログラム10件のうち7件のプロジェクトサイトに専門家と職員を派遣し、実施評価を行った。この評価手法の内容、視点、フィールド調査の成果は、報告書の他、2008年12月「ESD国際フォーラム2008」(東京)、2009年3月「ユネスコESD世界会議」で発表された。 ・1997年の制作開始以降、「水」「森」「ゴミ」「防災」をテーマにパッケージ教材「PLANET」シリーズ1～4が制作され、英語版の他、21の言語で制作された。 ・多様な視点からESDが教育にもたらす質的な変化、EFAとのつながりを議論し、最終日には「東京ESD教育者宣言」を採択し、「ESDの10年」後半への取り組みを確認。 ・「アジア防災教育子どもフォーラム」では、日本の高校生たちとスマトラ沖大地震・インド洋大津波で被災したアジア諸国の子どもたち(7カ国28名)が意見交換を行い、「子どもたちによる防災に関するわかやま宣言」を作成、発表。 ・教職員の人物交流事業では、小・中・高校の教職員の相互理解と交流の場が実現し、次世代育成に貢献している。 ・「ACCUアジア太平洋ESDフォトメッセージコンテスト『明日への手紙2007』」-伝えたいもの・無形文化遺産」には、アジア太平洋38カ国から16言語で3,200点以上の応募があった。入賞作品巡回展(ESDフォトキャラバン)には、約16,000人の来場者が訪れた。	・左記のような事業を通じ、人材育成・普及啓発・国際協力の推進に寄与してきたが、今後は相互協力体制と多方面への情報発信を更に強化し、ESDの推進に寄与したいと考えている。 ・ユネスコ・スクール公式サイトは、今後、英語版作成を検討中。また、教材活用ガイドは、2009年度日本/ユネスコパートナーシップ事業のもと、英語版を制作予定。さらに今後は、高等学校等での教材活用ガイドの制作にも取り組みたいと考えている。 ・パッケージ教材「PLANET」の評価手法の内容、視点、フィールド調査の成果は、報告書の他、2008年12月「ESD国際フォーラム2008」(東京)、2009年3月「ESD世界会議」(ドイツ)で発表された。 ・2009年度には、インド・韓国・モンゴルの他、国内各地でも巡回展を予定。		
			森委員 ・教育協力NGOネットワークの参加団体はじめ、多くの国際協力NGOは日常的に学校・地域・職場などで、国際理解教育・開発教育を実施(特にESDを掲げてはいない)。 ・教育協力NGOネットワークはESDと不可分であるEFA(Education For All)の達成に向けて、2003年より「世界中の子どもに教育を」キャンペーンを実施。毎年、切り口をかえて市民(子ども)にEFAの重要性を訴えている。同時に国会議員・外務省に対してEFA達成のための政策の実施を、子どもたちとともに働きかけている。		・国際理解教育・開発教育・キャンペーン活動は今後とも継続的に実行し、さらに多くの市民(子ども)に働きかけをしていく。		
			田中委員 ・2006～2008年度に、「ESD・開発教育の総合カリキュラムの研究」のために定例研究会20回、拡大研究会4回、地域セミナー5回、地域調査5回を実施した。 ・2005～2009年の毎年3月に全国ネットワーク会議を開催している。平均参加者30地域、約50名。 ・2007年にSEAPCPの設立者タン・ジョ・ハン氏を招き、国内の4ヶ所でコミュニティオーガナイズingの理念・方法について学ぶ。アジアでの研修にも職員が参加し、国内の地域におけるESDやコミュニティオーガナイズingについて学ぶ人材育成研修を地域と協働で実施している。 ・2007～2009年度に、タイの現地NGOスタッフの育成事業に協力した。タイの参加型開発に関して、開発教育協会の参加型学習の手法を活用している。	・「ESD総合カリキュラム開発のための調査研究事業報告書ー地域を掘り下げ、世界とつながる」(2009年3月)を発刊。 ・開発教育協会のホームページ上で「開発教育リソース・マップ」を公開。 ・2007年の研修会にのべ150人が参加。アジアのコミュニティオーガナイズingについての本「Get Organized!」を翻訳・出版。	・左記報告書の普及版として「ESD開発教育カリキュラム・ハンドブック(仮称)」として2010年度を目処に編集する。 ・今後も年に1回の全国ネットワーク会議を開催する予定。 ・地域の担い手と協働で、継続的にESD人材育成研修を実施する。 ・2010年に日本とタイで「参加型開発・参加型学習ハンドブック」を発刊の予定。		
			石川委員 ・毎年夏季に「全国ギャザリング」を実施。年間を通して東北、関東、中部、関西、中国、四国「地域ギャザリング」を実施。全国の青年環境活動化の情報交換、コラボレーションを促進した。 ・毎年12月に「全国大学生環境活動コンテスト」を東京電力との共催で実施。コンテスト形式で環境活動の評価を行う場を設けることで、環境団体にも活動の振り返りと価値を伝えるための発表の機会を提供した。 ・毎年春季に各地で新入大学生と環境団体とのマッチングイベントを実施。「なにか活動したいが、なにかから始めていいのかわからない」という学生が活躍するための機会を提供した。 ・年間を通して各地で「スキルアップセミナー」を実施。よりよい活動のために必要なスキルを提供した。 ・毎年12月に関東、中部、関西で「環境就職相談会」を実施。環境就職をした社会人と環境就職を希望する学生が話せる機会を提供した。 ・環境就職をした社会人とのマッチングサイト「EcoWorkナビ」を展開した。 ・国連環境計画(UNEP)の環境青年支援プログラム「TUNZA」の北東アジア地域会議「TUNZA-NEAYENJ」に2005年より日本代表団体として参画。 ・アジアの青年環境活動家約30人へのインタビューをまとめた「The Generation of Change」を発行。日本の青年が世界のリーダーを知る機会を提供した。	・5年間で「ギャザリング」をはじめとした事業に参加した約1万人の青年に対し、より主体的・効果的に環境問題に取組むためのつながりがつくり、成長の機会を提供した。参加者は特に、「同じ想いを持った仲間たちとつながることができた」という点において価値を感じている。	・これまでの事業の再評価を行い、成果の大きな事業により注力していくことで、より多くの青年にESDの要素を含めた学び・成長の機会を提供する。		
		阿部委員 ・ESD地域ミーティング開催によるネットワークづくり ESD普及と地域ネットワーク形成を目的に2003年から2006まで、全国40ヶ所で開催し、のべ1000名をこえる参加者を得た。 ・『テキストブック①基本編』(2006年12月)、『テキストブック②実践編』(2009年3月)の発行 ESDとは何か？ ESDはどう進めていけばよいのか？ をわかりやすく伝えるテキストブックを発行。①基本編は販売数が6000冊を超えた。 ・政府のESD推進体制形成に関する働きかけ。 ・「14の政策提言」とりまとめ(2009年1月) ESDをより推進するための政策を地域ワークショップ等を通してとりまとめ、円卓会議、政党の勉強会などに提案を行っている。 ・企業・自治体・地域向けESDセミナー開催。 ・ESD-J全国ミーティング ESD関係者の交流と最新情報の共有、ESDのこれからを議論する場とし、2005年から毎年開催。毎回100人～200人が参加している。 ・ウェブサイト、機関紙を通じたESDの普及。	・100団体+300名が参加する民間のESD推進のネットワークを形成。 ・官民協働によるESD推進の基盤となる円卓会議が発足。 ・ESD関心層の増加。(ウェブサイト閲覧総数25万ページビュー/年)	・多様な主体と連携し、ESDの実践を広げていくとともに、地域の実践からESD推進のための政策を抽出、提言し、ESDを推進する仕組みづくりにつなげていく。			

項目		記載事項	実施主体	実施状況	実施結果(可能な限り数値を記載)	今後の方向性	政府による前半5年間の評価
			寺尾委員	・「子どもゆめ基金」事業により、毎年8月「ユネスコ子どもキャンプ」を実施。大自然の中で3泊4日のキャンプ生活の中で、子ども達に命の大切や生き物のつながり、国際理解など多彩なプログラムを展開した。 ・「守ろう地球のたからもの」事業により、幼稚園・小学校への環境絵本の無償配布、小学校への環境教育教材の無償配布を行った。 ・「ずっと地球と生きる学校プロジェクト」により、企業の社員とのコラボレーションによる全国の小学校での出前授業を行った。 ・各種組織内研修会において、ESDの基本的考え方等についての研修活動を行った。 ・日本/ユネスコパートナーシップ事業により、ESD普及のためのユネスコ・スクール活用という政策に則った5県でのユネスコ・スクール研修会を開催した。	・5年間でユネスコ子どもキャンプに参加した800人の青少年に対し、ESDの気づきの機会を提供した。 ・「守ろう地球のたからもの」では、3,000冊の環境絵本と1,000冊の環境教育教材を配布した。 ・ずっと地球と生きる学校プロジェクトでは、全国15校の学校に出前授業を行った。 ・組織内研修会では、のべ1,000人を超える会員にESDについての理解を促進した。 ・ユネスコ・スクール研修会では、700人以上の教員・ユネスコ会員に学校におけるESDの実践を紹介した。	・引き続き毎年8月にユネスコ・子どもキャンプを実施し、子ども達を対象としたESDの普及を図る。 ・「守ろう地球のたからもの」では、環境絵本、ESD教材の第2弾、第3弾を制作し、全国の学校に無償配布する。 ・毎年開催される各種組織内研修会で、さらにESDについての研修を深める。 ・引き続きユネスコ・スクール研修会を開催し、ESDの学校への普及を促進する。	
			文部科学省	・国の出資及び民間の拠出による独立行政法人環境再生保全機構の「地球環境基金」により、ESDに関する取組を含む環境保全に係るNPO活動に対して活動資金を助成した。	・助成実績：168団体 約513百万円(平成21年度)	・引き続き、民間団体が実施する様々な体験活動や読書活動等へ支援を行う。	
			農林水産省	・平成19年度からNPO等による景観保全・自然再生活動への取組を支援するため、「景観・自然環境保全形成支援事業」を実施。 ・「緑と水の森林基金」において、民間団体が実施する子どもの体験活動等に支援を実施。 ・「緑の募金」において、民間団体が実施する森林の整備及び緑化の推進に係る自発的な活動等に支援を実施。	・「景観・自然環境保全形成支援事業」を通じて、延べ237のNPO等活動団体が景観形成の促進や自然環境の保全・再生活動を実施。(平成21年度末現在) ・公募事業を124件実施。(平成21年度：緑と水の森林基金) ・交付金を10,971団体に交付。(平成20年度：緑の募金)	・「緑と水の森林基金」において、引き続き、民間団体が実施する子どもの体験活動等への支援を実施する。 ・「緑の募金」において、引き続き、民間団体が実施する森林の整備及び緑化の推進に係る自発的な活動等への支援を実施する。	
			環境省	・国の出資及び民間の拠出による独立行政法人環境再生保全機構の「地球環境基金」により、ESDの関する取組を行う民間活動を含む環境保全に係るNPO活動に対して活動資金を助成した。	・助成実績：205団体 約718百万円(平成20年度)	・継続。	

	項目	記載事項	実施主体	実施状況	実施結果(可能な限り数値を記載)	今後の方向性	政府による前半5年間の評価
(ホ) 事業者、 業界団体		以下のような取組や役割が期待されます。 ・環境、経済、社会の三つの要素を基盤として、国内外において持続可能な開発に合致し、さらには、それを強化する形や内容の事業活動を行うこと。 ・企業内教育にESDを取り入れること。 ・事業者・団体が持つ様々なネットワークを通じて、ESDのノウハウの拡大を図ること。 ・学校、社会教育施設、NPO、地方公共団体など多様な主体と連携し、地域活動等に協力すること。 ・専門性をいかして、学校教育、社会教育、地域活動等へ人材を提供すること。 また、教育現場で活用できるESDに関するプログラム開発を行うこと。さらに、土地や施設を提供しESDIに活用すること。	関委員	・企業行動憲章を2度にわたって改訂し、持続可能な開発に資する企業活動を行うことを盛り込んだ。特に、実行の手引きやCSR推進ツールなどの充実に努め、ESDも含む企業の好取組事例の共有化を推進した。 ・社会貢献委員会においては、多様なセクターとの対話と協働を促進した。 2008年には、NPOとの協働をテーマに、シンポジウムを開催した。同じく2008年には「CSR時代の企業の社会貢献」を出版し、これまでの活動成果や企業の事例、今後の課題などを一冊の本にまとめて発信した。 ・自然保護協議会においては、企業とNGOとの交流会を定例実施しているほか、とりわけESDDに着目した以下のような活動を2007年度以降に行った。 －ESDセミナーの開催(ESD-Jとの共催) －環境教育を専門とするNGOとの意見交換 －東京学芸大学との協働による企業における環境教育のあり方についてのアンケート調査と結果分析の実施 －日本環境教育学会との協働による国際田んぼ環境教育会議の開催 －「日本経団連自然保護協議会だより」への掲載による企業の環境教育の活動紹介 －日本経団連自然保護協議会編『環境・CSR宣言 企業とNGO』の出版	・CSRレポートを発行する企業数は1,000社を超えた。	・ESDIに関する理解の浸透。 ・好取組事例の共有化。	
			多田委員	・科学研究費受給研究「グローバル時代における国際理解教育のカリキュラム開発に関する理論的・実践的研究(研究代表 多田孝志)報告書(2005年)」において、ESDを取り上げ、その理念と国際理解教育の概念との関連性、ESDの実践化への方途について研究し、その成果を掲載した。 ・ESDの理念を国際理解教育の視点から探究するため、学会の特定課題を下記に設定し、担当理事を中心に会員の参加を得て、研究・実践を行ってきた。 2008年 世界遺産と国際理解教育 2009年 ことばと国際理解教育	・会員のESDIに関する関心の高まりがみられた。 ・研究紀要「国際理解教育」においてESDIに関する論文が多数応募されるようになった。研究大会 2008年(富山)、2009年(同志社女子大)の自由研究発表において、ESDIに関する自由研究発表が増加した。	・学会として、ESDIに関する理論的・実践的研究を推進する。 ・具体的には 2010年(聖心女子大学)大会において、特設課題「グローバル時代にシチズンシップと国際理解教育」を掲げ議論を深めていく。 ・ESDIに関するプロジェクトチームを立ち上げ、多くの会員の参加を得て、研究を推進する。	
			経済産業省	・平成20年度地球温暖化問題対策調査(地域における体験重視型の環境教育に関する調査研究) ・エコプロダクツ展の開催支援(非予算事業)	・計11件の事例調査を実施。 ・小中学生、高校生を対象に、団体見学による環境教育を実施。2009年度は159校・25団体の19029名が来場。	・終了。 ・引き続き小中学生、高校生を対象とした団体見学を実施。	
			国土交通省	・海洋環境保全講習会の開催 年間を通じ、海事・漁業関係者を対象とした、海洋環境保全講習会を実施し、油及び有害液体物質等の排出防止、ビルジ等の適正処理、廃棄物及び廃船の適正処理並びに、ゴミの投棄防止等、海洋汚染防止に関する指導・啓発を行った。 特に、平成17～18年においては、6月及び11月に海洋環境保全推進週間を定め、また、平成19年以降には、6月を海洋環境保全推進月間と定め、同講習会の開催等、海洋環境保全推進活動を重点的に実施した。	・5年間で、967回の環境保全講習会を実施し、延べ46,751人が参加した。	・同講習会において、より効果的かつ効果的に、海洋汚染防止に関する指導・啓発を行い、事業者等の意識の高揚を図っていく。	
				・社会・環境貢献緑地評価システム(SEGES) 企業の社会的責任や環境意識の高まり等の観点から事業者が自発的に取組む緑の保全・創出活動に対して、社会や環境への貢献度を評価・認定する社会・環境貢献緑地評価システム(SEGES)を普及・活用し、事業者の緑に関する積極的な取組を推進した。	・SEGESの普及・活用に努め、事業者の緑に関する積極的な取組の推進を図った。現在までに43サイトを認定している。	・引き続き、SEGESの普及・活用に努め、事業者の緑に関する積極的な取組を推進する。	
(ヘ) 農林漁業者、関係団体		以下のような役割や取組が期待されます。 ・生活体験、自然体験、職業体験など多面的な側面を重視した農山漁村における体験活動の場や機会を提供すること。 ・事業活動そのものが、地域の自然環境の維持管理、地域経済や産業の振興など持続可能な地域づくりに資することを踏まえ、学校、NPO、行政等多様な主体との協働の中で、地域づくりの担い手の一つとして大きな役割を担うこと。	環境省	・環境配慮促進法の趣旨に則り、事業活動に伴う環境配慮状況の公表や環境情報の利用促進に向け、環境報告ガイドラインの作成や環境報告書の表彰制度・シンポジウムの開催などを通じ、環境報告書の普及と利活用の促進に努めている。 ・事業者の環境報告書においては、環境報告ガイドラインを通じて、環境保全意識の向上を図る社内教育や、地域社会に対する貢献等の社会的取組の状況を記載することとしている。 ・環境マネジメントシステム「エコアクション21」の策定と普及を通じ、中小企業を含む幅広い事業者において、環境配慮の取組がなされるよう努めている。	・環境報告書を作成する企業の割合 35.9% (環境にやさしい企業行動調査結果 H19年度の取組結果より) ・エコアクション21認証・登録事業者数 H21.7月末現在 約3700社	・環境報告書の信頼性向上措置のあり方について検討することなどにより、さらなる環境報告書の普及促進を図る。 ・エコアクション21について改訂を行い、最新状況を反映させるとともに、分かりやすく質の高いものとし、さらなる普及促進を図る。	
			農林水産省	・平成19年度から実施している「農業再チャレンジ支援事業」のうち、体験活動・研修教育について、子供たちの農業に対する関心の高揚と職業観の形成に資するため、農業体験活動に取り組む子どもたちの全国的な交流の場づくりの支援及び農業体験学習の受入に関する情報提供等への支援を実施。 ・平成20年度から小学校における農山漁村での宿泊活動を推進する「子ども農山漁村交流プロジェクト」を実施し、受入地域の体制整備に対して支援。 ・山村地域や都市近郊の里山林等において、子どもたちの継続的な体験活動を通じた森林環境教育の推進の場、市民参加や後継者育成に資する林業体験学習の場等での森林・施設の整備を実施。 ・地球温暖化防止に向けた国産材利用推進の意義を普及するため、異業種交流セミナーの開催等のNPOの取組を支援するとともに、市民や児童の木材利用に対する親しみや木の文化への理解を深めるため、木材利用に関する教育活動(木育)を実施するNPO等への支援を実施。 ・平成18年度から上下流の住民、森林・林業関係者等による森林の整備、森林の保全・利用活動、森林環境教育活動等を推進するため「上下流連携いきいき流域プロジェクト」を実施。	・農業体験学習に取り組む子供達の交流活動に、436グループ、約3万人の子供達が参加。(平成21年度) ・平成21年度は、全国90の受入モデル地域において約2万4千人の小中学生が農山漁村において宿泊体験活動を実施。 ・平成21年度において森林学習歩道6,650m、木工、自然素材の細工等の森林体験施設1棟を整備。 ・平成21年度末において、消費者に国産材利用の意義を広め実需の拡大につなげていくための国民運動「木づかい運動」のロゴマークについて、243の企業・団体が登録。 ・平成21年度において、木育活動促進のため、18団体に助成を実施。 ・平成21年度末までに80課題の森林整備、森林総合利用等を推進するための取組を実施。	・受入モデル地域を核として全国500の受入地域の体制を整備し、全国約120万人の小中学生対象に農山漁村での宿泊体験活動を実施することを目指す。 ・平成27年度において年間200万人日を森林体験学習等で受け入れることを目標とする。 ・NPO等のネットワーク化を図るなど「木づかい運動」を拡大しつつ、「木育」の実践を推進する。 ・各流域において、林業・木材産業の活性化と森林の持つ公益的機能を維持増進する。	

	項目	記載事項	実施主体	実施状況	実施結果(可能な限り数値を記載)	今後の方向性	政府による前半5年間の評価
	(ト) マスメディア	以下のような取組や役割が期待されます。 ・新聞、テレビ、ラジオ等を活用し、地球規模の話題から地域に密着した話題まで、ESDに関する情報提供を継続的に行うこと。全国の推進事例の紹介や各地域での具体的な活動への参加情報等を提供すること。 ・イベントの開催、支援等により、ESDの普及の機会を提供すること。	環境省	・環境保全活動推進のための戦略的広報として、地球温暖化防止や3Rの推進、生物多様性の保全などの環境保全活動の普及啓発について、マスメディアが伝えやすい形で情報を積極的に提供している。	・地球温暖化防止、3Rの推進、生物多様性の保全をはじめとした環境保全活動の普及啓発について、マスメディアが伝えやすい形で情報提供を行った。	・継続的に実施する。	
	(チ) 教員養成・研修機関	以下のような取組や役割が期待されます。 ・ESDに係る教員の指導力の向上、授業の改善や充実のための研修を行うこと。この際、指導計画の作成、外部との連携手法、探求性や実践性を重視した教授法等についても取り上げること。 ・大学の教育学部等の教職課程において、ESDについて積極的に取り上げるとともに、実践的な指導方法を教授すること。	及川委員	・教員養成大学のシラバスにESDに関連する科目群を位置付ける大学が見られるようになった。 ・大学のサテライト機能を活用し、地方の教員にESDに関する研修を行うようになってきた。 ・教職免許状更新講習にESDに関連する研修内容を位置付ける大学が見られるようになった。	・宮城教育大学でESDの理念を取り入れた講義内容を実施。 ・宮城教育大学は、2005年から気仙沼市を中心に各地でESDをテーマにサテライト教員研修を実施。 ・2008年から宮城教育大学で免許状更新講習にESDの講座を取り入れる。	・教員養成大学のシラバスにESDに関連する科目群を位置付ける。 ・サテライト機能を活用し、各地の教員にESDに関する研修を行う。 ・教職免許状更新講習にESDに関連する研修内容を位置付ける。	
	(リ) 公民館、図書館、青少年教育施設等の社会教育施設、ボランティアセンター、消費者センター、女性センター等の公的な拠点施設	以下のような取組や役割が期待されます。 ・ESDの場や機会を提供すること。 ・地域におけるESDの拠点の役割を担うこと。様々な主体をつなぎ、コーディネーターやプロデューサーの役割を担うこと。 ・ESDについて指導やコーディネート、プロデュースできる者の育成を行うこと。	及川委員	・公民館が学校と連携して、地域根ざした多様な体験活動を展開している。	・気仙沼市の唐桑地区で、公民館と学校が連携して様々な体験活動や環境学習を行う「ふるさと学習会」を1校年間8回程度実施。	・社会・生涯学習施設が学校教育との学社連携の中で、積極的にESD事業を展開すること。	
	(ヌ) 地方公共団体	以下のような取組や役割が期待されます。なお、これらの取組においては、住民、小中高等学校、地元事業者、地元大学等の参加の下に行うことが期待されます。 ・この実施計画の内容を踏まえて、地域の総合計画をはじめとする各種の計画に持続可能な開発の考え方を織り込むこと。また、ローカルアジェンダを新たに策定又は改定して、持続可能な地域づくりに取り組むこと。これらの中にESDに関する実施計画についても位置づけること。 ・市民の参画を促進させつつ地域づくりを実施すること。さらに市民が、持続可能な開発に関連する施策や地域づくりについて判断を行えるように積極的に情報提供を行うこと。 ・地域の様々な主体に対してESDの機会の提供をすること。また、地域に根ざしたプログラム策定を促進すること。 ・ESDに関する施策の実施に際しては、教育委員会等の教育関連部局、企画部局、市民部局、環境部局、都市部局、農林水産部局、公営企業等が連携して取り組むこと。 ・地域内の多様なESDの取組について情報を発信し、地域内の関係者の連携やネットワーク化を進めること。その際、既にESDの活動を行っている団体、ESDの価値観や原則に基づいた活動を行っている団体をいかに取組を行うこと。 ・地域の中で教育関連機関、NPO、事業者等をつなぐコーディネーターの役割、地域の諸活動や地域の諸課題との関連性の中で、様々な主体を巻き込んで活動や事業を構築するプロデューサーの役割を担うこと。 ・地域間の連携を促進すること。地方公共団体でつくる研究会や情報交換の場において、先進事例を共有すること。	及川委員	・各地方公共団体の「総合計画」及び「環境基本計画」等の各種の施策の中に「持続可能な社会(地域)づくり」の目標や理念が盛り込まれるようになった。 ・既存の環境保全活動や食育推進活動、地域興し、地域の伝統文化継承活動等の各種の市民活動の中で、ESDの理念が共有されるようになった。 ・ESD推進のための地域拠点として、学校(小・中・高)、大学、産業、NPO、ボランティア団体、博物館、行政(教育委員会、まちづくり推進課、環境課、土木事務所等)等の各主体が連携・参画した推進組織を立ち上げた。 ・地域の各学校や主体(推進団体)の取組を発信したり、国内外のESDに関する情報を共有したるために、学校、地域の諸機関、行政、大学、専門機関等が参画した円卓会議や国際フォーラムを開催した。 ・ESDを推進する地域間の情報交換や学びあいを促進する場を設定した。	・2008年に策定された気仙沼市の「総合計画」及び「環境基本計画」にESDの理念を盛り込む。 ・2006年気仙沼市の「森は海の恋人運動」「スローフード都市宣言」等の運動をESDと関連付けて展開する。 ・2005年6月に国連大学からESDの地域拠点「仙台広域圏RCE」に認定され、2006年に「気仙沼ESD/RCE推進委員会」を設立。 ・2005年から毎年、地域、大学、国連、米国のスティックホルダー参画し「気仙沼ESD推進会議」を開催。2009年には143名が参加。 また、2009年2月には、日・中・韓の専門家や教育者を招聘して「ESD/ユネスコ・スクール国際フォーラム in Kesennuma」を開催。国内外から346名が参加。 ・仙台広域圏で先導的にESDを推進する地域が参加し「学びあいセミナー」を実施。2009年気仙沼で開催したセミナーには、仙台、大崎、白石・七ヶ宿、気仙沼の4地域が参加。	・各地方公共団体の総合計画等の各種の計画の中に、ESDの目標や理念が盛り込まれるよう各省庁・部局を通して働きかける。 ・既存の市民活動や行政施策の中に、ESDの理念が一層生かされるよう登録制度等を活用してはたさける。 ・多様な主体が参画するESD推進のための地域拠点を全国各地で立ち上げるよう支援する。 ・各地域で各学校や推進団体の取組を発信や、国内外のESDに関する情報の共有の場として「地域の円卓会議」を開催する。 ・ESDを推進する地域間の交流と学びあいを一層促進し、各地域のESDの取組の質的向上と普及に努める。	
			経済産業省	・エコタウン事業(予算措置は17年度まで)	・エコタウンプラン:26計画を認定	・プランの認定を継続。	
			国土交通省	・都市公園等における環境教育・環境学習の推進 利用者、地域、学校など一体となった環境教育・環境学習などの指導者や実践者の養成の場や機会を提供するとともに、それらのプログラムを実施する都市公園等の整備を推進した。	・環境教育・環境学習の場となる都市公園等が整備された。	・引き続き、環境教育・環境学習の場となる都市公園等の整備を推進する。	
			環境省	・グリーン購入の取組が遅れている公共団体に対する理解の醸成と取組みを促進するため、平成18年度に地方公共団体向けのガイドラインを策定し、逐次改訂を行っている。また、グリーン購入法基本方針の変更内容等に関する説明会を毎年度全国でブロック別に開催している。 ・調達者がグリーン購入法基本方針に定める特定調達品目及びその判断の基準等について正しく理解し調達を容易にするため、平成21年度にグリーン購入の調達者の手引きを策定し、グリーン購入の推進をしている。	・地方公共団体のうち全庁的または一部において組織的にグリーン購入に取組んでいる割合:73.1%(平成21年度)	・地方公共団体も調達方針を策定する努力規定があることから、継続して実施する。 ・平成27年度までに全ての地方公共団体が組織的にグリーン購入に取り組むことを目標としている。	
				・グリーン契約の取組が遅れている公共団体に対する理解の醸成と取組みを促進するため、平成21年度に「地方公共団体のための環境配慮契約導入マニュアル」「地方公共団体における環境配慮契約法取組事例データベース」を作成し、先進事例の活用を図っている。また、環境配慮契約法基本方針の内容等に関する説明会を毎年度全国で開催している。(環境省)	・地方公共団体のうちグリーン契約の契約方針を策定している割合:1.9%(平成21年度)	・地方公共団体も契約方針を策定する努力規定があることから、継続して実施する。	

	項目	記載事項	実施主体	実施状況	実施結果(可能な限り数値を記載)	今後の方向性	政府による前半5年間の評価
④ 国際協力の推進	(イ) 国連関連機関等との連携・協力	ユネスコ、国連開発計画(UNDP)、国連環境計画(UNEP)、国連大学等への拠出金などを通じ、セミナーの実施、調査・研究、教育プログラムの作成、専門教育成などのESD関連事業の実施を支援します。また、国連総会やユネスコ総会においてESDの10年の推進に貢献します。	外務省	・ユネスコ人的資源開発日本信託基金への拠出を通じ、開発途上国を中心に、貧困削減、環境保全、男女間の公平及び基礎教育の充実を目的としたプロジェクトを実施。 ・日・UNDPパートナーシップ基金への拠出を通じ、UNDPの重点活動分野の1つである「エネルギーと環境」分野における事業実施を支援。 ・UNEPへの拠出を通じ、若青年層の環境への参加拡大及びUNEPとの協力関係の拡大を目的とする活動を実施。 ・「環境と開発」を含む「サステナビリティと平和」をテーマに掲げる国連大学本部(東京青山)及び、社会システムと自然システムの相互作用に重点を置いた研究、大学院教育、能力開発を行っている国連大学高等研究所(横浜)に対し、その活動を支えるための拠出を行う。	・カリブ地域における遺産の保全管理と観光を通じた青少年の貧困緩和(2008～2010年)、ボレージョ地方における生物圏越境保護区と地域生態学ネットワークの設置(2006～2008年)などを実施。 ・ウクライナ教育セクターにおけるエネルギー効率プロジェクト等を支援 ・青少年の啓発を目的とするUNEP機関紙「TUNZA」を発行(年4回) ・国連大学への拠出を行った。	・引き続き実施。 ・引き続き実施。 ・引き続き実施。 ・引き続き実施。	わが国は、様々な国際機関との連携を通じて、ESDの普及につとめている。 具体的には、ユネスコに持続可能な開発のための教育交流協力信託基金を拠出し、世界的な持続可能な社会の構築、将来世代の人材育成等の諸課題に対応している。また、国連開発計画(UNDP)・国連環境計画(UNEP)への拠出を通じ、学校教育のカリキュラムの一環として、児童の気候変動に関する意識を高めることを目的とするプロジェクトや、世界の青少年を対象にUNEPの活動や世界の環境問題について知ってもらい、環境保全の行動意識を持たせることを目的としたプロジェクトの実施を支援した。さらに、国連大学への拠出金を通じ、世界各地の地域拠点で「持続可能な開発のための教育に関する地域拠点(RCE)」としての認定する取組、アジアの大学院を対象とした「アジア環境大学院ネットワーク(ProSPER. Net)」の形成の取組等を推進している。 ユネスコ総会においては、ESDを更に推進させることやDESD締めくくり会合を我が国がユネスコと共にホストする旨の決議が採択された。さらに、2014年のESDの最終年に向け、09年にドイツのボンで開催された世界ESD会議に出席し、成果文書のボン宣言の取りまとめに貢献した。
	(ロ) アジア地域を中心とした地域レベルの協力の推進	ASEAN+3、アジア協力対話(ACD)、日ASEAN協力、日中韓三カ国環境大臣会合(TEMM)、国連アジア太平洋経済社会委員会(ESCAP)等の枠組みを活用し、対話やワークショップの実施など、地域レベルの協力を推進することにより、教育プログラムの作成や各国のESD実施計画の策定に協力します。	文部科学省	・文部科学省、日本ユネスコ国内委員会、ユネスコ(国際連合教育文化科学機関)、財団法人ユネスコ・アジア文化センターが主催となり、ESD国際フォーラム2008(2008年12月、国連大学本部)を開催。 ・ユネスコに対しESD信託基金を拠出し、ESD主導機関であるユネスコを支援。	・12月2日～5日の4日間において、39ヶ国約350名が参加。「国連ESDの10年」が2009年に中間年を迎えることに伴い、その後半に向けて発展段階の異なる国々に対応する形で成果をもたらす戦略的なプロジェクトを創出し、「ESDとは何か」から「今何を成すべきか」に議論を移すとともに、民間活動も含めたより多くのパートナーシップ形成のための方策を議論した。 ・ユネスコが行うESDのモニタリング評価、政策会議への支援、アジア太平洋地域のESD活動支援等を実施。	・「国連ESDの10年」後半に向けて、引き続きユネスコや国連大学等と協力しESDを推進する。	
			環境省	・国連大学への拠出金を通じて、一定の要件を満たした世界各地の地域拠点を「持続可能な開発のための教育に関する地域拠点(RCE)」認定及びアジアの大学院を対象とした「アジア環境大学院ネットワーク(ProSPER. Net)」を形成等を実施している。	RCE認定数: 77箇所(22年10月現在) ProSPER. Net参加高等教育機関数: 21(同上)	・引き続き国際的なネットワーク形成等を推進していく。	
			阿部委員	・アジア地域におけるESD事例発掘と実践交流プロジェクト(AGEPP)の実施 2006年から3ヶ年間で7ヶ国32事例を調査、6ヶ国語で紹介を行うウェブサイトを作成した。(日本、韓国、中国、インド、インドネシア、フィリピン、ネパール)	・7ヶ国32事例を共有、7ヶ国間のネットワークが強化された。	・ESDを推進する市民社会側のネットワーク形成に向け、可能性を探る。	
			内閣府	・我が国の防災訓話「稲むらの火」※を基にした防災教育用教材(大人用、子供用)を、現地NGOと協力して、アジア8か国(インドネシア、マレーシア、スリランカ、インド、ネパール、フィリピン、シンガポール、バングラデシュ)向けに作成(インド向けには、ヒンディー語版とタミール語版を作成)。 ・英語版を、フランス語(アフリカ向け)、スペイン語(中南米向け)に翻訳。 ※「稲むらの火概要」: 1854年の安政南海地震津波に際して紀伊国広村(現和歌山県広川町)で起きた故事をもとにした物語。地震後の津波に対する早期避難のため、自らの稲むらに火をつけ、村人の注意を引き、高台へ避難させ、津波被害から村人を救った庄屋の物語。	・アジア諸国の8カ国9言語で防災教育教材を作成。 ・各国NGOの現地での活動を通じて配布したほか、インドネシア、インド、バングラデシュにおいてアジア防災センターが現地NGOと協力して教材活用のためのワークショップを開催。		
			外務省	・アジア協力対話(ACD)環境教育推進対話 ACD加盟国の政府関係者、NGO、国際機関関係者が参加し、環境教育に関する意見交換を実施。 ・ASEAN+3、日ASEAN協力、東アジア首脳会議(EAS)等における取組の実施。 ・国連アジア太平洋経済社会委員会(ESCAP)の「クリーンな環境のための北九州イニシアティブ」に基づき、アジア太平洋地域における都市環境改善のため、地方都市の都市環境管理能力の向上すべく、テーマ別セミナー、成功事例に関するパイロット事業、情報発信等を実施。	・第1回(平成16年)から第3回(平成18年)までは「持続可能な開発のための教育の10年」に関する包括的な議論を、それ以降は第4回「地球温暖化対策としての環境教育」(平成19年)、第5回「水と衛生問題に関する教育」(平成20年)、第6回「生物多様性に関する教育～農山村地域での生態系保存への取組を中心に」(平成21年)という個別テーマの下、アジア協力対話(ACD)メンバー国の関係者を招き、日本各地でACD環境教育推進対話を開催。 ○日ASEAN環境対話において、環境問題の現状を把握するため環境報告書を作成。また、環境問題に関する社会の認識を促進するためASEAN環境年式典を開催。(2009年) ○EAS参加国の学生を環境技術・政策の留学生として招へいするプログラムを実施。将来の環境関連分野のリーダー育成に貢献。(これまでに173名の受入れを採択)	・引き続き実施。 ・学生招へいプログラムを平成23年まで引き続き実施。	
			環境省	・日中韓三カ国環境大臣会合(TEMM)の下に設置された「日中韓環境教育ネットワーク(TEEN)」では、三カ国から環境教育の専門家等を集め、環境教育に関し、我が国の知見の提供及び中国、韓国との情報交換を通じて、日中韓の環境教育ネットワークを推進している。具体的には、日中韓三カ国の環境教育関係者によるワークショップ・シンポジウムを平成12年以降、持ち回りで開催するとともに、共通の環境教育プログラムの作成等を行っている。	・平成12年の開催以降、ワークショップには専門家等約20～30名を招くとともに、シンポジウムを行っている。 ・平成18年に小学生用の環境教育教材を作成。 ・平成21年11月に、日中韓環境学生サミットを開催。	・今後もワークショップ及びシンポジウムの開催等を実施し、三カ国間の環境教育に関する情報交換、ネットワークの構築を図る。 ・ASEAN諸国等を含めたアジア全体における環境教育に関する情報交換及びネットワークの構築を検討。	

	項目	記載事項	実施主体	実施状況	実施結果(可能な限り数値を記載)	今後の方向性	政府による前半5年間の評価
	(ハ) 開発途上国における人づくり等への支援	ESD関連プロジェクトの実施、専門家等の派遣、国内外の研修等を通じ、開発途上国において持続可能な開発を担う人材の育成に貢献します。また、国内において、開発途上国への支援を担う人材育成に努めます。さらに、その他のODA事業についても持続可能な開発の考え方に沿って実施します。	外務省	・JICAを通じた人材育成 ・JICAを通じた専門家等の派遣、研修等を通じ、開発途上国において持続可能な開発を担う人材の育成を行う。 ・人材育成研究支援無償協力 開発途上国の社会・経済開発の企画・立案・実施に関わり、将来指導的役割を果たすことが期待される優秀な若手行政官等の人材育成事業を実施。 ・国際開発プログラムによる人材育成 開発分野において、世界各国で活躍できる実践的かつ指導的人材を育成することを目的とする大学院教育(修士課程)を実施。	・ブラジルにおける森林保全や森林資源の有効活用に係る研修、メキシコにおける湿地保全、修復、持続可能な利用のための環境教育活動等を実施。 ・アジア諸国を中心に若手行政官を受け入れ、日本における学位取得を支援した。 ・アジア・アフリカから開発行政の担当官や研究者を受け入れた。	・引き続き実施。 ・引き続き実施。 ・引き続き実施。	開発途上国における人づくりに対する支援策としては、JICAにおける途上国での現地人材育成や、研修の受入れ、途上国の行政担当者等の大学院への受け入れを行っている。また、ODA事業はこれまでも持続可能な開発の実現を重点課題として実施してきており、一定の成果を上げている。
			文部科学省	・国際協カイニシアティブ(アフリカにおけるESDの推進) 実施計画の「我が国大学に期待される取組」に基づき、我が国大学が有する知見を活用し、海外の大学等と連携しつつ、ESDに携わる多様な関係者が現地において活用可能な実践的な教材や活動モデルの開発等を実施。 なお、アフリカを対象として実施した事業については、TICADⅣのフォローアップメカニズムの対象とされている。	・2008年度実績：10大学で実施。(内アフリカを対象とする事業は以下の通り) ①モザンビーク：「シンポジウム：モザンビークと日本が共同して展開する環境ESDモデルの構築－グローバル倫理の形成を目指した地域、NPO、大学の協働－」(愛媛大学) ②南アフリカ：「日本とアフリカの小中学校連携を軸とするESDモデルの構築・実践の試み」(国際基督教大学) ③タンザニア：「持続的発展教育(ESD)の理念に基づいた途上国における地域医療教育モデルの構築」(三重大学) ④ザンビア：「サブサハラ基礎教育におけるESDモデル単元カリキュラム・教材開発」(北海道教育大学) ⑤ザンビア：CLC(Community Learning Center)を活用した職と健康に関するESDの取り組み」(岡山大学) ・2009年度実績：9大学で実施。(内アフリカを対象とする事業は以下のとおり。) ①マダガスカル：「動物園を活用したマダガスカルESDパイロットマテリアルの構築」(宮城教育大学) ②ザンビア：「ザンビアの基礎学校におけるESDモデル単元教材の開発」(北海道教育大学) ③南アフリカ：「日本と南アフリカの小中学校連携を軸とするESDモデル構築実践の試み」(国際基督教大学) ④タンザニア：「持続発展教育(ESD)の理念に基づいた発展途上国における地域医療教育モデル導入と普及」(三重大学) ⑤モザンビーク：「モザンビークと日本との協働によるグローバル倫理形成を目指したESD教材の開発」(愛媛大学)	・2010年度は5大学で実施中。(内アフリカを対象とする事業：2大学が2カ国で実施中。) ①マダガスカル：「動物園を活用したマダガスカルESDパイロットマテリアルの構築」(宮城教育大学) ②タンザニア：「地域支援型保健人材教育機関の連携活性化による持続発展教育の(ESD)実践の拡大と定着 なお、「国際協カイニシアティブ」については、文部科学省行政事業レビュー「公開プロセス」での「廃止」との評価を踏まえて検討した結果、2010年度限りで廃止することとした。	
	(ニ) 各主体との連携、民間団体の取組の支援	政府の国際協力については、民間団体と緊密に連携して進めます。特に、現地の事情に精通した民間団体等との連携を図りながら、現地のニーズを十分に把握し、効果的な実施に努めます。また、民間団体による取組の推進のため、民間団体に対する既存の支援策を引き続き活用するとともに、支援策の充実及び強化を図ります。さらに、地方公共団体についても、海外の姉妹都市などと、日頃から情報等に努めており、このようなチャンネルを活用したESDについての発信や相互の国際協力を推進するための支援を行います。	外務省	・民間団体の経験や技術を活かした協力や、民間団体への支援を行う。	・国民参加型推進事業(草の根技術協力)：日本のNGO、大学、地方自治体、公益法人等による途上国での協力活動をJICAが支援し、各団体が培ってきた経験や技術を活かした草の根レベルの協力を実施。 ・日本NGO連携無償資金協力：開発途上国・地域で活動している日本のNGOが実施する草の根レベルに直接役立つ経済・社会開発協力事業に対し資金協力を実施。住民参加による自然資源管理プロジェクト等を支援した。 ・NGO事業補助金：開発途上国・地域における経済社会開発プロジェクトに関連し、プロジェクトの企画、プロジェクト後の評価及び研修会や講習会等を実施する日本のNGOに対し、総事業費の2分の1、1000万円を上限に精算払いにより補助金を交付。 ・NGO関連事務費：日本のNGOの能力向上を支援するべく、各種プログラムを実施。特に当省が全国の主要なNGOに委託する「NGO相談員」は、国際協力及びNGO活動に関する一般市民、NGO関係者による照会への対応に加え、教育機関等の要請に応じて出張して講演する出張サービスを実施。また、「NGO研究会」等において一般向けのシンポジウムを開催するなど、国際協力に関する理解促進に貢献。	・引き続き実施。 ・引き続き実施。 ・引き続き実施。	NGOが実施する住民参加による自然資源管理プロジェクト等を支援するなど、民間団体による取組の促進に貢献した。 地方公共団体の国際交流については、アジアなどからの海外職員を受け入れ、環境保全等の研修を行うなどして国際協力・理解を促進している。 今後の課題としては、上記のような取組を通じて、ESDの考え方・実践が広く普及するような工夫が必要である。
						・引き続き実施。	
						・引き続き実施。	
			農林水産省	・「日中民間緑化協力委員会」において、平成12年度から中国国内で植林緑化事業を進めている我が国の民間団体に対する助成を実施し、平成20年度以降は、四川省の地震により被災した森林の復旧を行う民間団体への支援等を実施。 ・「緑の募金」において、民間団体が実施する森林の整備又は緑化の推進に係る国際協力に支援を実施。	・これまでの助成により、中国の28の省等において累計で3万5千haの植林地を造成。 ・交付金を57団体に交付。(平成20年度：緑の募金)	・日中民間協力の植林緑化部門における重要な柱として、引き続き助成事業を推進する。 ・「緑の募金」において、引き続き、民間団体が実施する森林の整備又は緑化の推進に係る国際協力に支援を実施する。	

項目		記載事項	実施主体	実施状況	実施結果(可能な限り数値を記載)	今後の方向性	政府による前半5年間の評価
(木) 国民の国際理解の増進		個々人の国際理解の増進が、国際協力の推進を進める上で必須になることを踏まえ、国際理解教育等を推進し、地球的視野を持つ人づくりに努めます。	外務省	・JICA地球ひろば 開発教育支援事業 途上国についての関心、理解を深めるための普及啓発活動や、教師を対象とした研修等により、市民の国際理解を推進。	・JICA国内機関にて、総合学習で開発途上国や国際協力について学習をしている学校や、修学旅行の訪問を受け入れている(年間約1000件)他、開発途上国の実情を知り、国際協力の必要性を理解していただくため、青年海外協力隊や、シニア海外ボランティア経験者などを講師として派遣する国際協力出前講座を実施(年間約2000件)。	・引き続き実施。	個々人の国際理解の増進のための政府の方策としては、生徒の訪問受け入れ(総合学習の時間を活用)や講師派遣を行い、国際協力について理解を深めていただく取組を実施した。また、学校におけるグローバル教育に活用できるツール(国際協力の実践事例)を募集し表彰するグローバル教育コンクールや、市民参加型の国際協力イベントであるグローバルフェスタなど、一般市民を対象に、国際協力への理解を深めていただく催しを開催した。
				・イベントを通じ、国際理解を推進。	・将来の「国際協力の担い手」世代を育むことを目的とし、学校におけるグローバル教育に役立つツールや活動報告を幅広く募集し、優秀な作品・活動を表彰する「グローバル教育コンクール」を毎年実施。 また、楽しく分かりやすい参加型の催し物を通して、国際協力を身近に感じ、理解を深めていただくためのイベント「グローバルフェスタ」を毎年開催。	・引き続き実施。	
			文部科学省	・高校生交流の推進等 我が国の高校生の外国語能力の向上及び相互理解の推進並びに友好親善を目的として、海外への派遣及び海外からの高校生の受入れを推進し、もって将来、国際社会で活躍することのできる人材の育成を図る。2009年度には、374名の日本の高校生の海外への派遣及び海外から200名の高校生の受入れを実施。 ・国際教育推進プラン 国際教育について先進的な取組を行う拠点地域を指定し、NPO法人等を活用して地域の国際教育資源の連携や実践的指導方法の開発等を行いつつ、域内の学校を中核校に指定して大学等と協力し、モデルカリキュラム等に関する実践研究を行い、国際教育の推進を図る。2009年度については、2地域で実施。 ・外国教育施設日本語指導教員派遣事業(REXプログラム) 海外における日本語学習需要に対応し、我が国学校教育の国際化と地域レベルの国際交流を促進させるため、我が国の中・高等学校教員を海外の中等教育施設へ派遣して、日本語教育等に従事させる。2009年度については、5名を5ヶ国に派遣。 ・日中・日韓教員交流 我が国と中国及び韓国との教職員間の交流を深め、両国の相互理解と友好の増進に資するため、毎年、中国及び韓国の教職員派遣及び招へいプログラムを実施。韓国との教職員交流では、プログラムの中で、日韓教職員フォーラム等により両国のESD推進の取組を紹介するなどして、日韓の教職員がESDを取りまく現状を互いに理解しあえるよう構成がなされている。	・2009年度については、補正予算による拡充が認められたため、派遣者数・受入れ者数共に大幅に増加したが、2010年度については、54名を派遣、100名を受け入れる予定。 ・国際教育推進プランについては、2009年度限り。 ・2010年度については、8名を6ヶ国へ派遣予定。	・予算を有効活用することで、今後さらなる高校生交流の推進を図る。 ・今後は、各地域の優れた取組を各種会議等を通じて、情報発信することで、国際教育の推進を図る。 ・派遣教員数を増やすため、各都道府県の担当指導主事等を集めて行う会議などの機会を活用し、周知することで、今後も当事業の推進を図る。	
(へ) 国際社会への情報発信		わが国の国際協力の取組について、国際会議や地域レベルの会議等を活用し、国際社会に積極的に発信していきます。	文部科学省	・ESD国際フォーラムの開催 2005年から始まった国連ESDの10年の中間年(2009年)を迎えるにあたり、2008年12月に東京にてESD国際フォーラム2008を開催した。	【中国】 ・2009年度については、25名を派遣し、142名を招へいた。 【韓国】 ・2009年度については、53名を派遣し、149名を招へいた。	・今後も引き続き実施。	国際社会へ発信した事例としては、2008年12月にESD国際フォーラム2008を東京でユネスコと共催で開催し、DESD中間年の世界ESD会議(ボン会議)にむけた勧告を採択したほか、ユネスコ総会、執行委員会の場においてESD推進に係る決議案を提出し採択されているなどがある。また、毎年、国内外に影響力のある著名人が、草の根環境保全活動が取り組まれているアジア太平洋地域の開発途上国を訪問し、当該国及び日本に向けて情報発信して草の根レベルの環境保全活動を推進している(平成13年度～)。
			環境省	・国内外に影響力のある著名人が、草の根環境保全活動が取り組まれているアジア太平洋地域の開発途上国を訪問し、当該国及び日本に向けて情報発信して草の根レベルの環境保全活動を推進している(平成13年度～)。	・これまで約20カ国を訪問し、環境シンポジウムへの参加やコンサート開催を実施。	・継続。	